

第二十六回国会 衆議院 社会労働委員会 議録 第五十号

昭和三十三年五月十四日(火曜日)

午前十時三十九分開議

出席委員

委員長 藤本 捨助君

理事大坪 保雄君 理事大橋 武夫君

理事中川 俊思君 理事野澤 清人君

理事八木 一男君 理事吉川 兼光君

越智 茂君 加藤録五郎君

草野一郎平君 倉石 忠雄君

小島 徹三君 小林 郁君

田子 一民君 田中 正巳君

高瀬 傳君 中山 マサ君

八田 貞義君 古川 文吉君

山下 春江君 赤松 勇君

有馬 輝武君 五島 虎雄君

下平 正一君 滝井 義高君

中原 健次君 西村 彰一君

横路 節雄君 横山 利秋君

出席國務大臣

内閣総理大臣 岸 信介君

大蔵大臣 池田 勇人君

厚生大臣 神田 博君

運輸大臣 宮澤 胤男君

郵政大臣 平井 太郎君

労働大臣 松浦周太郎君

出席政府委員

内閣官房長官 石田 博英君

法制局長官 林 修三君

大蔵事務官 (主計局次長) 村上 一君

厚生技官(公衆衛生局長) 楠本 正康君

運輸事務官(鉄道監督局長) 權田 良彦君

労働事務官 (労働局長) 中西 實君

委員外の出席者

大蔵事務官 (主計官) 小熊 孝次君

厚生技官(公衆衛生局長) 田辺 弘君

生部水道課長 道國有鉄 小倉 俊夫君

道國有鉄 小倉 俊夫君

道國有鉄 小倉 俊夫君

道國有鉄 小倉 俊夫君

道國有鉄 小倉 俊夫君

道國有鉄 小倉 俊夫君

道國有鉄 小倉 俊夫君

道國有鉄 小倉 俊夫君

道國有鉄 小倉 俊夫君

道國有鉄 小倉 俊夫君

道國有鉄 小倉 俊夫君

道國有鉄 小倉 俊夫君

道國有鉄 小倉 俊夫君

道國有鉄 小倉 俊夫君

道國有鉄 小倉 俊夫君

道國有鉄 小倉 俊夫君

道國有鉄 小倉 俊夫君

道國有鉄 小倉 俊夫君

道國有鉄 小倉 俊夫君

道國有鉄 小倉 俊夫君

道國有鉄 小倉 俊夫君

道國有鉄 小倉 俊夫君

道國有鉄 小倉 俊夫君

道國有鉄 小倉 俊夫君

道國有鉄 小倉 俊夫君

道國有鉄 小倉 俊夫君

道國有鉄 小倉 俊夫君

道國有鉄 小倉 俊夫君

道國有鉄 小倉 俊夫君

道國有鉄 小倉 俊夫君

道國有鉄 小倉 俊夫君

道國有鉄 小倉 俊夫君

道國有鉄 小倉 俊夫君

道國有鉄 小倉 俊夫君

道國有鉄 小倉 俊夫君

道國有鉄 小倉 俊夫君

道國有鉄 小倉 俊夫君

(岸和田市議会議長東京為三郎外五十九名)(第九一五号)

社会福祉事業従業者に対する期末手当計算確保に関する陳情書(半田市字道成八二半田同胞園長伊藤要三外五名)(第九一五二号)

養老年金交付に関する陳情書(滋賀県蒲生郡武佐村峰谷良蔵)(第九一五三三号)

社会保険診療報酬一点単価引上げに関する陳情書(武蔵野市境一〇日本病院協会副会長神崎三益外四名)(第九一五四号)

国鉄等公共企業体労組の不法行為措置に関する陳情書(静岡市追手町二五九の一社団法人静岡県経営者協会長平野繁太郎)(第九一五五号)

動員学徒犠牲者及びその遺族の国家補償に関する陳情書(広島県議会議長林与一郎)(第九一五六号)

し尿消化そう及び同貯溜そう設置に対する補助金増額等に関する陳情書(神戸市議会議長小西良平外十九名)(第九一四九号)

遺族年金不均等は正等に関する陳情書(横浜市西区藤棚町一の一三九日本遺族代表杉本信蔵)(第一〇〇四号)

国民健康保険の普及に関する陳情書(高知市市街町一〇七の八高知県町村議会議長長近森徳重)(第一〇〇一号)

母子年金制度実施に関する陳情書(松山市市街町二の八九愛媛県母子福祉連合会長越智モトヨ)(第一〇一二号)

戦傷病者療養費全額国庫負担に関する陳情書(徳島県那賀郡羽浦町古庄)

字大道四五七の三岡本加賀蔵(第一〇一五号)

を本委員会に参考送付された。
小委員会の設置に関する件
旅館業法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三五号)(参議院送付)

水道法案(内閣提出第一一七号)
公共企業体等の労使関係に関する件

○藤本委員長 これより会議を開きます。

この際、御報告いたします。昨十三日付の公報に掲載されております通り、昨日内閣総理大臣から衆議院議長に、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求むるの件、国鉄労働組合関係議決第二号、同じく日本国有鉄道機関車労働組合関係議決第三号、同じく全国電気通信労働組合関係議決第四号、同じく全通信従業員組合関係議決第五号、同じく全国特定局従業員組合関係議決第六号、同じく全専売労働組合関係議決第七号、以上六件については、昭和三十一年度政府関係機関予算補正(機第一号)及び昭和三十一年度特別会計予算補正(特第二号)が成立し、それぞれその裁定を実施し得る見込みが明らかになった旨の通知がありましたので、以上の結果六件はいずれも自然消滅となりましたので、御報告いたします。

○藤本委員長 次に公共企業等の労使関係に関する件について調査を進めます。質疑の通告がありますので、これを許します。横路節雄君。

○横路委員 最初に労働大臣にお尋ねしますが、五月十日の朝日新聞の夕刊

に、こういう記事が記載されているのであります。それは「政府は十日の閣議で春闘処分と、これに伴う野党攻勢に対処するための態度を協議した。」

「同日の閣議で石田官房長官は春闘処分に対する経過を説明、これに引き続いて松浦首相から、春闘処分に対する政府の見解を統一しておきたい旨を要望し、処分の範囲や内容が企業体間で不均衡であると見られるのは公社、現業当局が独自の方針を取ったものであり政府がワタをばめたものではない。」

しかし、国鉄以外の公社、現業でも公労法違反の事実があればさらに追及する方針で調査中である。こういうふうな新聞には発表になっております。この点は新聞のことでありますけれども、しかし労働大臣としてはこういう見解を述べられたのかどうか、この点をお尋ねしておきたいと思う。

○松浦國務大臣 ただいまのお問いに對しましては、準備がそれぞれできたという報告を受けたのであります。それから、われわれは政府の方からこれだけのことをこうしなければならぬということとは申し上げておりません。それぞれば法に照らして処罰をする方針で、企業体みずからがやりになることであるから、こちらの方からはこういうふうにはいたしておりません。

○横路委員 私が労働大臣にお尋ねをしたいのは、それは七日の閣僚懇談会において処分に對する協議をされた後において、八日ないし九日に処分が発表になって、十日に閣議において春闘処分に対する政府の見解を統一しておきたい、国鉄以外の公社現業でも公労法違反の事実があればさらに追及する方針で調査中である、こういうように閣議で述べられているのだが、労働大臣はこういうお考えなのかどうか、この点をお尋ねしている。

○松浦國務大臣 ただいまのお問いの点に對しては、先ほど申しましたように、各企業体からこれこれのことをする、という報告は受けたのであります。が、こちらからは統一するとか何とかいうことを申し上げてはおりません。

○横路委員 労働大臣にお尋ねします。が、国鉄ではかつて解雇されました現在の国鉄労働組合委員長土門君以下五名を再び解雇している。これはどういう理由に基くものでか、どういう法的な根拠に基いてやったものでか。

○松浦國務大臣 それも私どもの方からやったことじゃなくて、国鉄みずからやりになったことであつて、しかも解雇してはいないんじゃないかと思ふんです。新聞にはそう出ているけれども、二十三人はやつたのであります。しょうが、前に解雇した人ですから再びやるなんていうことはないと思ふんです。そのことは私も全然関知しておりません。

○横路委員 私が今労働大臣にお尋ねしておるのは、公共企業体等労働関係法についてはあなたの担当なのですから、それで私は聞いておるわけです。宮澤運輸大臣どうなのですか。今労働大臣のお話によると、土門君以下は前に解雇されていなかったのだ、だから今度解雇したのだらうというのです。その点はどうなのですか。

○宮澤國務大臣 その五人は解雇手続をとつてはおりないと思います。再び解雇するということはないからそうだと思います。私はそんなことはないだろうと了解しております。

○横路委員 委員長、それではこれは質問の途中ですけれども、国鉄の總裁あるいは副總裁を急いで呼んでもらいたいと思ひます。

○藤本委員長 了承しました。

○横路委員 運輸大臣にお尋ねします。が、その前に労働大臣にお尋ねします。労働大臣は五月三日の名古屋の旅先で、国鉄の処分について、三月二十三日のいわゆる世間でいう抜き打ちストについては公社当局の方といますか、政府の方といますか、それにも責任があるのか、これは今回の処分の対象にはならないであらう、こういうような談話を発表されておつたと思ふ。この点は今でもそう思ひますか。

○松浦國務大臣 それはこの前参議院の予算委員会でもよく内容を申し上げたのであります。が、いつかこどもも滝井さんとの間に話し合ひをしたと思ひますが、三月二十三日のことはどうするかという記者の問いに對しまして、二十三日の問題だけではなしに十一日、十二日もやるのだ、こういうふうに言つたのです。ところがあとでいろいろなことが書き加えられておりますが、それは私はそのように言つてはおりません。

○横路委員 宮澤運輸大臣にお尋ねしたいのですが、三月二十三日のいわゆる業績手当支払いからんで、ずいぶん問題がこたごたしてまして、そこで世間でいうような抜き打ちストという印象を与えるような状態になつたのだが、この点は一体今回の処分の対象になつていないのか、あなたは当該

に、こういう記事が記載されているのであります。それは「政府は十日の閣議で春闘処分と、これに伴う野党攻勢に対処するための態度を協議した。」

「同日の閣議で石田官房長官は春闘処分に対する経過を説明、これに引き続いて松浦首相から、春闘処分に対する政府の見解を統一しておきたい旨を要望し、処分の範囲や内容が企業体間で不均衡であると見られるのは公社、現業当局が独自の方針を取ったものであり政府がワタをばめたものではない。」

しかし、国鉄以外の公社、現業でも公労法違反の事実があればさらに追及する方針で調査中である。こういうふうな新聞には発表になっております。この点は新聞のことでありますけれども、しかし労働大臣としてはこういう見解を述べられたのかどうか、この点をお尋ねしておきたいと思う。

○松浦國務大臣 ただいまのお問いに對しましては、準備がそれぞれできたという報告を受けたのであります。それから、われわれは政府の方からこれだけのことをこうしなければならぬということとは申し上げておりません。それぞれば法に照らして処罰をする方針で、企業体みずからがやりになることであるから、こちらの方からはこういうふうにはいたしておりません。

○横路委員 私が労働大臣にお尋ねをしたいのは、それは七日の閣僚懇談会において処分に對する協議をされた後において、八日ないし九日に処分が発表になって、十日に閣議において春闘処分に対する政府の見解を統一しておきたい、国鉄以外の公社現業でも公労法違反の事実があればさらに追及する方針で調査中である、こういうように閣議で述べられているのだが、労働大臣はこういうお考えなのかどうか、この点をお尋ねしている。

○松浦國務大臣 ただいまのお問いの点に對しては、先ほど申しましたように、各企業体からこれこれのことをする、という報告は受けたのであります。が、こちらからは統一するとか何とかいうことを申し上げてはおりません。

○横路委員 労働大臣にお尋ねします。が、国鉄ではかつて解雇されました現在の国鉄労働組合委員長土門君以下五名を再び解雇している。これはどういう理由に基くものでか、どういう法的な根拠に基いてやったものでか。

の運輸大臣としてこの点はどうか
なるのか。

○宮澤副大臣 二十三日も、それ
から前の十一日、十二日もあわせて対象
になっておられると思っております。

○横路委員 この点は今委員長の方
から、総裁が副総裁にきていたから、
よく手続してあるわけですか
……。われわれの聞き及ぶところでは
三月二十三日については、公社当局
も責任を感じて、この問題が終りまし
てから小柳委員長とそれから小倉国鉄
副総裁との間には、今回の二十三日の
件は処分の対象にならない、こういう
点を確約している、こう言われておら
れる。この点はあとで明確にいたした
と思います。

次に私は官房長官にお尋ねをした
い。官房長官はよく社会党の議員に、
まず第一の条件としては、政府が仲裁
裁定を完全実施する、自分たちはや
ろうと思っている、そうなれば組合
はいわゆる職場大会、ストはやらな
い、こういうことを約束してほしい、第
二点は、総評の闘争スケジュールが組
まれても、言葉の表現はいろいろあり
ますが、国鉄労組はその中に入ら
ないようにしてもらいたい、総評のス
ケジュール闘争のワタから出てもら
いたい、第三点は、これは法外組合のこ
とですが、これらのことを組合の方へ
十分約束してくれば、今度行われ
る——もうすでに行われたのですが、
あの当時はまだ行われていない処分
については、政府は責任をもつて一つ考
慮する、考慮するということとはま
あし、これは間違いないことな
せんね。

○石田(博)政府委員 大へん間違っ
て

おります。まず明確にしておきたいこ
とは、私のところへ社会党の所属の議員
で、いわゆる国鉄顧問とでも言いま
すか、国鉄労働組合出身の諸君が、今
回の争議の処分を寛大にしてもらいた
い、こういうお申し出がございました
。先ほどからしきりにおっしゃって
いる通り、この争議についての処分を
行うというのは公社及び現業でありま
して、これに対して政府が政治的干渉
をしてはいけなとおっしゃっておる
社会党の議員の諸君が、政府の側であ
る私のところに寛大にしてもらいた
いという申し入れをなさるということ自
体が、私は非常にこつけないであると思
うのでありますが、せつかくしはし
おいでになりますので、それでは政府
の基本的な方針は、政府としては仲裁
裁定を少くとも岸内閣が続く限りは誠
意をもつて実施するのだ、従ってそれ
を前提としていい労働慣行を作り上げ
るという誠意が組合側にも見られるな
らば、それは政府として公社と組合と
の間のあつせんを労を惜しむものでは
ないのだ、それからそういういい慣行
が将来にわたって作り上げられるとい
う保証、あるいは作り上げられる見込
みが立つならば、世論もまた緩和され
るであろう、こういうことを申し上げ
ました。しかし国鉄の組合自体とし
て、そういう方向に単独で進んでい
くとしても、国鉄は総評に加盟されて
おるのであるから、総評のスケジュー
ル闘争との関連もそれに合せて明確に
してもらわなければならないと思いま
す。言いかえしますと、国鉄は政府が仲
裁裁定を尊重する限りにおいては、不
法な実力行使等は、今まではやってけ
れども、今後やらないという約束をし

たけれども、しかし総評の指令だから
やむを得ないのだという逃げ口上を使
われたのでは何にもならないから、そ
の点は明確にしてもらいたいと言った
のであって、従わないでもらいた
い、あるいは総評の指導下から離れて
もらいたいというような差し出がまし
いことを申しした覚えはございません。
○横路委員 今の官房長官のお話は、
だいたい事実と相違するわけですか。
今労働大臣にお尋ねしても、運輸大臣
にお尋ねしても、これは公社当局が
やったのであって、政府は何ら介入し
ていない、こう言うが、官房長官は、
今まで私どもの間の会見において、
今お話のようなことではなしに、仲裁
裁定を完全実施した場合において
は、これは一つ従来のようなああい
う形のストはやらないでもらいたい、
総評のいわゆるスケジュール闘争からは
出てもらいたい、そういう問題が明確
になれば、それは自分の方としても処
分については一つ考えましよう、こう
言っておるのです。考えましようとい
うことは、政府が公社当局に対して政
治的に、どうだお前の方は一つ考
えてやたらいいじゃないか、こういう
うにやはり最終的には政府がそういう
ふうにする用意がある旨を幾度も話を
されて、あなたたちも私に一体国鉄顧
問として私の方に持ってきたその返事
がないのだがどうだ、こういうことを
あなたはなんも言われていないのです。
これは実際に立ち会った諸君からもお
話があると思ひます。

そこで労働大臣にお尋ねしますが、
労働大臣、あなたは公共企業体等労働
関係法についての直接の労働大臣で
す。今回国鉄については、この公共企業

体等労働関係法の第十七条、第十八条
で処分をしておる。全通その他につ
いては国家公務員法の第八十二条でや
っておる、この点はどうかです。労働
大臣としての見解はどうなんですか。同
じにやはり公共企業体等労働関係法の
適用を受けておる組合なんです。一方
は公共企業体等労働関係法でやる、一
方は国家公務員法で処罰している、こ
れはどうなんですか。

○松浦副大臣 それはそれぞれの企
業体がそれぞれの法律でやったと私は
思っておりますが、私は、公労法の適
用を受けるものと今御指摘になりました
ような法律は別になつておりますけ
れども、それはその適用を受ける企業
体がそれぞれの法律に照らして処分し
たものであると思っております。

○横路委員 労働大臣にお尋ねしま
す。そうすると、これから全通とか何
とかという現象は、これはどうい
う争議行為があつても、どうい
う行為があつても、罷業行為があつて
も、それは国家公務員法でやるわけ
です。この法律の適用は受けないので
すね。それはどうなんですか。

○松浦副大臣 それは労働法を適用
する場合もあります。

○横路委員 ですから私はあなたにお
伺いしている、あなたは今それぞれの
官庁がそれぞれの法律によつてや
らうと言うから、そこで私はあなたに
聞いておる。公共企業体等労働関係
法で国鉄は処分されたのです、だから
解雇ということなんです。全通その他
についてはこれは適用になるのか
ないのか、なる場合もあるのか、なら
ないのか、その点をはっきりして下さい。

○松浦副大臣 懲戒に該当するもの
は国家公務員法でやると思ひます。し
かし公労法に關係する十七条の適用を
受ける者、いわゆる解職される者は十
八条によつてされると思ひます。懲戒
的にやるものはそれぞれ国家公務員法
もあり、また国鉄の場合においては国
有鉄道法によつてやるといふような場
合もあります。

○横路委員 労働大臣にお尋ねしま
す。この公共企業体等労働関係法の十
七条に「職員及びその組合は、同盟罷
業、怠業、その他業務の正常な運営を
阻害する一切の行為をすることができ
ない。又職員は、このような禁止され
た行為を共謀し、そのおかし、若しく
はあつてはならない。」と云うて第十
八条にその罰則の規定があるのです。
一体あなたは関係の労働大臣なんです
からあなたにお尋ねしたいんだが、全
通の諸君の一斉休職というのはあれは
何に當るのですか。

○松浦副大臣 法律解釈であります
から局長の方から答弁いたします。
○横路委員 局長に伺うのはありま
せんよ。労働大臣にお尋ねします。こ
の処分についてはあなたは直接関係の
ある労働大臣でしょう。公共企業体等
労働関係法の担当者じゃないですか。
だからあなたに法律解釈を聞いていま
す。一局長に聞いていたのではな
いのです。私はきょうは何も局長に
答弁してもらつたために総理大臣以下
に來てもらつたのではないのです。あ
なたの解釈を聞いています。

○松浦副大臣 先ほどからお答えし
ているように、それぞれの企業が処分
するのであつて、労働大臣が直接する
のではないと思ひます。しかし法律の解
釈の問題につきましては、局長から答

弁いたさせます。

○横路委員 労働大臣にはまたあとで聞くとして、総理大臣にお尋ねします。この処分の問題は、これはなるほど公社には公社の立場はありまじう。それから現業官庁には現業官庁の立場もありまじう。しかし最終的にはやはり十日の閣議において、労働大臣から発言があったと新聞に出てくる。やはり春闘処分についての政府の見解は統一されていなければならぬ。いかでしようか。いやそれは国鉄総裁が勝手にやったんだ、片一方は郵政大臣が勝手にやったのでおれは知らない、そういうことが言えまじうか。

この公共企業体等労働関係法の直接の担当者である労働大臣は、少くとも処分についての見解だけは統一しておかなければならぬのじゃないですか。あいつらが勝手にやったんだからおれは知らない、こういうことが言えまじうか、総理大臣いかがでしょう。

○岸國務大臣 具体的な処分はしばしば関係大臣や私も答弁を申し上げておりますように、今回の春闘の処分はそれぞれの企業当局においてこれを行なっているわけでありまじう。しかし根本の考え方として、今度の春闘に対する処置というものは、政府として、これは公共の利益にも非常に関係するところが大いし、国民の世論もこれに對していろいろ批判を加えておりまじうから、政府としてはあくまでも慎重な態度をとって臨まなければならぬ。そこで今横路君の御質問になつてゐる政府の根本の考え方については、やはり統一した考え方を持たなければならぬ。しかし個々具体的の処分の問題になれば、これは公共企業体その他企

業当局にまかして、その方針の範囲においてやるべきものである、かように考えております。従つて具体的の処分の内容につきまじうは、今いろいろ御質疑がありまじうに、また答弁をいたしておりますように、また答弁をいたしております。各公共企業体におきましてその事実を検討した上で、あるいは事業法の違反の問題として懲戒に処するとか、あるいは今の公労法十七条の事実があったとしてこれを解雇するといふふうな事になつたと思ひます。従つて根本的の考え方については、やはり政府の見解を統一しておきまじう必要は御質問の通りあると思ひます。

○横路委員 そこで労働大臣にお尋ねするのです、あなたが担当の大臣なんですから、一方においては公労法の第十七条が適用され、それで十八条の罰則が適用され、一方においては国家公務員法の八十二条でやつてゐる。こういう点についてのあなたの見解はどうなのか、労働大臣に聞いている。

○松浦國務大臣 先ほどからしばしば答弁しておりますように、それぞれ適用する法律はそれぞれの公共企業体においてわかつてゐるはずでありまじうから、法を犯した者は身をもつて償いをしてくれといふことは統一的に政府は考へてゐるが、そのそれぞれの事犯についての法律の適用については公共企業体が直接の責任者でありまじうから、それがやるべきである、私はこう考へております。

○横路委員 委員長、実は平井國務大臣に出てもらわれないと、この問題のあができないわけ、これはぜひお願ひします。

そこで私はこの問題の経過について

総理にちよつと申し上げて御質問したいと思ふのですが、実は春闘処分の問題が発表になりまじうから、私も社会党で総理にこの処分については撤回をしてもらいた、こういう申し入れをいたしましたときに、総理は、その言葉の端は私も忘れましたが、国民感情が納得する立場で、こういうお話をしたと思ふ。そこで国民感情はどういうことであるかといふと、確かに三月二十三日の国鉄労働組合のとりだした措置については、国民がいろいろな感情を持つてゐることは私たちが認めるわけ、しかしその前の三月十一日、三月十二日のいわゆる世間でいう第三波の問題のその三月十一日の際に、私も総理に朝から夜おそくまでお会いをいたしまして、ぜひ明日の第三波は中止するようにわれわれもいたしたい、政府もぜひ努力してもらいたい、ついでに組合は調停案を受諾すると公式に発表しておるのであるから、この際政府の方でも調停案を受諾していただけないか、こういうお話をしたのです。この点は三月十一日の晩おそく、総理からも調停案を受諾することはできない、しかし明日の第三波が回避できないことは非常に遺憾だ、こういうことになりまして、三月十二日は組合の方は予定の職場大会を行なつたわけ、三月十一日に私も総理に、予想されてゐる三月十九日の第四波と称するものは絶対に避けるように努力したい、こういうので、総理からも十二日中に仲裁裁定を申請するようにしよう、こういうお話がありまじうが、いろいろ政府の事情もあつたでございまいしょうが、その後われわれが官房長官に會つて受けた

感じからすれば、どうも三月十八日の夕刻でなければこの仲裁裁定の申請はしないよう、こういう点が明らかにになりまして、さらに私も総理大臣にお会いをし、そして十九日を組合の方でも中止しようと思ふのに、どうも政府の方は十八日一ぱいでは、これは仲裁裁定については非常におくれて困る。そこで三月十六日に組合は十九日のものを繰り上げて予定した。そこで三月十五日私たちと官房長官並びに総理との間で話し合ひをいたしまして、実際は仲裁裁定の完全実施だが、しかし公けに對する言葉としては、仲裁裁定を尊重するといふことしかいえない、こういうことになりまして、夜の十二時半に私も総理とお会いをいたしまして、そのときに問題は、今の仲裁裁定を尊重するといふ点と、第二点は当時問題になつておりました国家公務員の給与法改正については具体的修正をやる。その場合に私たちの党の委員長からこの処分の問題について出たわけ、この点は先般淺沼書記長の本会議における総理に對する質問で、総理から自分はそのことを言わなかつた、こういうお話をいたしましたけれども、しかしこの点は、やはりあとで淺沼書記長並びに官房長官のお二人によるところの公式発表の中でも、処分については慎重に考慮するとなつてゐる。この点は間違いないし、現に私もその当時の新聞、三月十六日——十五日の晩の会議です、三月十六日——十五日の晩の会議です、あやまちのない発表をするために書記長、官房長官立ち會つてしたわけ、そこでそのときに、私は官房長官からよく言われます、それは事前にだれだれ君が来て

こういう話があつたとか、取りつけがあつたとか何とか、それはあつたらあつたで何ら差しつかえないので、これは官房長官がここで言われても何ら差しつかえない。しかしやはり最終的に発表になつたものは、これはお互いに阿党間で信義を守つてやるべきものだと思ふのです。そうでなければ、公式に発表になつたものを、あれは違ふんだ、あれはうしろにこういうことがあつたんだといふことは、いささか私はおかしいと思ふ。これは淺沼書記長に對する本会議における答弁に、総理は全然そういうことはなかつた、総理もあのときはちよつと興奮されておつたやうで、だれ顔を赤らめてお話がございまして、しかし実際の発表はそ

うではない。

そこで総理の言ふところの国民感情が納得するといふそれは、三月二十三日の問題、しかしこれは小柳委員長と小倉副総裁との間には処分の対象にはしないと云つてゐる。この三月二十三日の国民感情、しかし実際は処分の対象にしない。これを三月十一日、十二日の問題にあわせてやつたといふところに、私は少くともやはり三月十五日における私たちの党の鈴木委員長とそれから岸総理との間の会談、阿党の党首における信義といふものにそれはもとあると思ふ。少くともわれわれもこの問題については、こういう大量処分があるとは夢にも思わなかつた。これは官房長官からも、実際何べんも会談してゐるのですから、たとえば先ほど国鉄顧問に對する話でも、この三つについての返答があれば——官房長官はだれぶ腹を見せまして、そしてそのときにはこれは処分しなくてもいいのだ、これ

くらいまではつきり言い切っている。
そこで私は少くともこの問題については、そういう意味で三月十五日の両党首会談の信義にもとるのではない、か、總理自身もこういう大量の処分が発表になるとはお思いにならなかったのではないかと思う。この点は一体いかがでございます。

○石田(傳)政府委員 私の名前をしばしばお出しになって、事実とはなはだしく相反したことをおっしゃいますから、違っておる点をこの際明確にしておかなければいかぬ。それは第一、調停が出まして、調停を組合側がのんだときに、社会党の各位がおいでになりまして、組合側が調停をのんだのであるから、政府もこれをのむようにというようなお話がございます。その際、これは一貫して非常に矛盾をしておるのでありますが、都合のいいことになると、公社独自でやれ、政府に干渉してはならぬと言ひ、また都合の悪いときになると、政府はよろしくやれと言ひ、時々刻々公社と政府との関係についての社会党のお申し入れの態度が変るので、私ははなはだ戸惑いをいたすのでありますが、この際は調停について政府にのむようにしろというお話でありましたが、あの調停案をそのまゝのめば、二百数十億円の支出増になる。そういうものを半日や一日で軽々に政府は態度を決するわけに参らない。従つて調停がのめるものかめないものかどうかというのを検討する時目がほしいというのを申しました。そうして調停がのめないということになったら、できるだけすみやかに仲裁を申請するというのを申しまして、調停がすぐのめないという事情

については、私のところへおいでになった方々は、横路君もその一人でありましたが、十分のめない、今すぐというの無理だということをおっしゃって、お帰りになつた。それから私とお目にかかつておる途中において、仲裁申請が十八日になりそうだと、このことを勝手に御判断なさるのは御自由でございますが、私はそういうことを申し上げた事実もなければ、そういう判断をおなたに与えるように心がけた事実もございませぬ。で、できるだけすみやかに仲裁申請をするつもりだということをししばしば申し上げたのであります。

それから十五日の会談の際に、処分問題について社会党の浅沼書記長と私とが一緒に發表いたしました。その際には私は、鈴木委員長からそういうお話がございましたが、私も十分承わっておきますと返事をいたしました。これは慎重に考慮するということなんだよというのを浅沼氏がおっしゃつたのであります。さらに言うならば、この会談の中で鈴木委員長からそのお話がありましたときに、十分承わりましたと總理も申し上げ、私もそれに引き続いて承わりましたと、こう申しましたところが、いや承わるのでない、慎重に考慮するということくらいには發表さしてくれよというお話で、それに対して私どもの方は黙つておつただけのことでございますから、社会党の方がおっしゃつたことについて私どもは責任を持つわけには参らない。黙つておつたのは承認したということではなく、慎重に考慮と十分承わりますということとは、言葉のニュアンスの問題で、目がしら立てて議論をし合うほど

のことではございません。それから反對党の領袖がわざわざおいでになりまして、しかもものをまとめるやうなときでありますから、その程度の言葉のニュアンスに目がしら立てることは、おとなげないことで、すから黙つておつただけであります。以上事実を明確にいたしておきます。

○岸國務大臣 今回の春闘特に国鉄のいわゆる実力行使という問題が十一日前に發表せられて、今回のこの春闘につきまして、過去の事例から見ましても、私はこれが必ず労使だけじゃなしに、その迷惑の及ぶところのものは國民であり、國民経済が非常な損失を受けるということを考えまして、何とかしてこの春闘、特に國民に非常な影響の多い公企業体においては、これを事前に防止したいという気持を強く持ちまして、その考えに基いて、政府関係の所管大臣、また官房長官等にも命じまして、十分に労使ともに反省をし、そういうことのないやうにということと事前に私は注意を促して参つたのであります。しこうして十一日に、今の調停の問題であります。それは官房長官の申しましたやうに、私も政府の立場からあれを無条件にのむというところは、予算の建前からいっても、資金面から見ましても、非常に重大な問題である。しかし内容を十分に検討して、公企業体にストライキ権が制限されておる、それにかわるものとして調停、仲裁裁定の制度ができておるのだから、この法律の規定に基いて、一方ストライキが何ゆゑに禁止されておるかといへば、言うまでもなくこれが公共の福祉に非常な影響があるということからそういう制限がされて

おる。しかも労働者の立場を考えてみると、これにかわるべき一つの制度が立てられておつて、それが第三者の判断によつて忠実に執行される、政府はそれを行ふ義務がある。こういう立場において、これが公企業体の労使関係といふものによい労働慣行を作る基礎になつておる。この見地から申しまして、私は調停ができましたのに対しては、至急に、最もできるだけ早くこれをのめるかのめないかをきめろ、検討しろ。それがどうしてもできないというのであれば、仲裁裁定を求めて、そうして政府としては、今横路君の言われたやうに、誠意をもってこれを完全に実施しよう、あらゆるその努力をすべきものであるということを申ししたのであります。それと同時に、従来この種のいわゆる実力行使が國民にいろいろな迷惑をかけ、國民から非常な批判を受けておる。従つてそれはやはり、これらの労働者はいかなる場合においても法規を順守し、そうして國民経済や國民に迷惑を及ぼさないやうに十分自制をせよというべきであらう。それがもしとがあらば、これはやはり法規に照らして処分して、そうして将来そういうことのないやうにするのだ。國民もそういうことではないかというはつきりした觀念を持ち、公企業体のあり方について信頼を持って、これに対して十分な信頼を持ち得るやうな基礎を作らなければ、どうしてもある法規はこれを順守するやうな態度をとらなければならぬやうな考えで初めからずつと一貫して参つておつたのであります。従つて十五日の鈴木委員長との会談におきまして、社会党もできるだけ今

後実力行使の発展を防止して、春闘の問題を解決しようという誠意を示されておられ、われわれもまた先ほど申しましたやうに、政府としては当然でありますけれども、そういう気持で今度の春闘に臨んでおりますので、鈴木委員長とお会いをして、その際今お話しになつた点が話し合ひになつたわけでありまして、しかし私が浅沼書記長に申し上げたもので少し興奮して答へたということをおっしゃいましたが、私としては非常に私自身が不満であり、また不可解であり、また同時に浅沼君の御質問に對しまして私も興奮せざるを得なかつた点は、私が不信である。鈴木委員長と私どもが会合して、あの時期においてこれをいかにして解決するかというほんとうの誠意から話し合つたことに對して、私ももしも信義を裏切るといふやうな言葉で言われたことに對しては、私は大へん一種の興奮を覚えざるを得なかつた。私には断じて信義を裏切るといふやうな何はなかつたのみならず、今官房長官が申し上げたのは初めから今申ししたやうに、一方政府はこの調停なりあるいは調停では不満足である場合には仲裁裁定といふものを求めてこれを完全に実施する。これはほんとうに困難があつても同時に決意で初めから立つておりますと同時に、法規に違反した人はやはり処分して將來にそういうことをなくし、國民が迷惑をこうむるやうなこともなくし、國民が公企業体の経営に對して信頼をするといふやうにしなければならぬやうなことを強く考えておられまして、あの際処分は寛大にしろとか処分しないやうにしろといふやうな強い御要望

のあったことは私もよく承知しております。しかし、このことに対しては私の方でどうしろということは申し上げません。そういう御要望のあったことはとくと承わっておきますと言うことが私の全部であって、従ってこれは私が信義を破り何かそこに不信の行為があったというように私が非難されるということとは事実上反しており、また私の今回の春闘に対する全体の考えを非常に誤解せしめるものだとは私は考えますので、その点だけを明らかにいたしておきます。

○横路委員 今総理からお答えございましたが、総理自身は今も両党首会談の信義を裏切ったと言われたことに対して非常に心外であるというのであろうか。今までの経過並びにその背景については総理も十分御承知だと思っております。今まで四回にわたり国鉄の仲裁裁定については一度も完全実施をしておりません。二回の協定についてもこれも全部違約しているわけですが、これから今度の問題のそもそもの大きな誤解というものは、国鉄の組合が公社当局を全く信頼していないということ。それからそこから起きたことなんでしょう。これは私も非常に不幸なことだと思っております。まず今日において、労働組合が相手方を信頼しない一番の例は国鉄労働組合と公社当局だと思つて。その背景にあるのは政府なんです。実は協定に判を押した。そうして実施をしている。最後には大蔵大臣がその点について承認をしない。こういうことなから、従って私が総理にとくと一つお考えをいただきたいのは、たびたび官房長官の談話で、自分たちは組合の方

に対しては仲裁裁定は尊重するのだということを言うたにかかわらず組合の方はほとんど言うことを聞かないでこの争議行為をやっているのだ、こう言うのですけれども、実際には三月十一日を前にして、十日、官房長官にお会いしたいと思つて私は総理官邸にも行つたのですがお会いできなかった。三月十二日は何とかして中止をしたいと思います。思つてお話しを総理にもいたしました。が、そのとき官房長官がそばにおられ、総理も御記憶あつたのだらうと思つて、やはり今日の段階においては調停案が出されたということ、その経緯を尊重するということ以外に言えない。だから私はあのときに総理にぜひ一つ調停案を受諾するというように言つてもらいたい。調停案と仲裁裁定とは同じ結果になるであらうというところはみんなが考えたところなんです。そのことが総理からいふところなりにはあつた。三月十二日は不幸にしてあつた。以降計画して三月十六日の件並びに三月二十一日からの件、こういうものは少くとも両党首会談による仲裁裁定を尊重する、完全実施をするという総理の気持が反映をして、組合自身がその中止をしたわけですから、そういう意味で、そういういきさつ、そういう今度の問題の背景は、組合が公社当局を信頼しない、公社の六回にわたる裏切りなんです。ですから、やるぞといつてもなかなか納得できないものを、この際私たちとしても政党がこの問題に介入することはどうかと思ひましたけれども、しかし国民に大きな迷惑をかける問題については、やはり両党間で収拾できるものならばした

方がよいという態度で実は臨んだのであります。そういう意味で、この三月十五日の問題については官房長官からはいろいろお話しがありました。しかしこの際処分については慎重に考慮するといふことのその気持は、よもやこいう大量処分であらうなどとはだれ一人考えた者はないのであります。これは私たちが総理の心の中をそんなにくさる仕方が間違つていたのかも知れませんが、そういう今までの組合の経緯、しかも今度の三月十五日の経過を見て、そして十六日のあの今回の職場大会、そして十九日以降の職場大会が中止になったという経過から見れば、よもやこいう大量処分が行われるとは思われない。それは浅沼書記長から、両党首会談における信義にとるものではないのです。か、こう言うのは、私はわれわれの立場からすれば当然だと思つております。この点は、総理といえども私は従前の経過はよく御存じであつたと思つて。これは官房長官からこの際みな言つて上げたい。こういう問題は洗理に申し上げたい。こういう問題は洗ざらなければいけません。これは官房長官も、何とかこの争議を中止する方向にいつてもらえないか。総理はおそらく完全実施とは言えないだらう。そこでそれを一つ運輸大臣の責任において、国鉄の總裁に対して完全実施をする、そういう言葉と相待つて、組合が自主的に中止をした。だから、そういう立場においてはだれもがよもやこいう処分があるとは思わなかった。これは官房長官大臣どうですか。あなたはこいう大量処分があつて、これはまことにけつこうなところだ、喜ばしいことだ、当然だと思ひ

いになっておるのか、どうもあなた御自身の意思とはやや反しておるようだ。もう少しこの処分が少く終らなかつたものであらうかといふことはいろいろな新聞を見ておると、あなたがそういう心境を漏らしたようになつておるが、委員会へ来るに当りなことは、当然なこととはまさか喜ばしいとは言えないでしょう。あなたの今までの心境から言へば、よもやこいう大量処分があらうなどとは、あなたは運輸大臣としてもお考えにならなかつたでしょうか。これは官房長官に直接聞いてみるなら、あなたはさう言えないかも知れませんが、公社当局がやったのだから、こいう点からすれば、こいう処分については、あなたの心境があるはずなんです。こいう点はどうですか。

○宮澤運輸大臣 かくのごとき処分を出さざるを得ない事態に立ち至つたことは非常に残念に思つております。○横路委員 今、宮澤運輸大臣は、非常に簡潔な言葉の中ですが、これはおそらくだいたい心の中では涙もあると思つて。実は今回の処分ですが、これは説く新聞に出て、総理もお説みになつたかも知れませんが「春闘処分をめぐつて」というので国民経済研究協会をやつている稲葉秀三氏がこいうことを言つておる。根本的な立場から私の考え方を提起したいという中に、どうも、政府並びに与党——と言つて、政府並びに与党には血もなし、涙もないのじゃないか、こいうことを言つておるのです。ですからこいう意味で、総理は、少くとも三月十五日の心境というものは、よもやこいう大量処分をするとは思わなかつた。あなたの立場からすれば幾分か処分をなさるといふお考えはあつたであらうが、この公共企業体等労働関係法が施行されて以来のかかる大量の処分というものが、三月十五日の両党首会談からあらうなどとは、全くわれわれはさういふ印象を受けなかつた。その後心境の変化があらうになつたのではないですか。その点はどうなんですか。

○岸岡務大臣 私は十五日にお目にかかつたときにも、別に何人処分するか、あるいはこいう範囲でどうするか、その後の心境が変つたということもございません。今いろいろお話しがありました。私自身鈴木委員長とお会いしたときに、仲裁裁定を誠意をもって尊重する、表面的にはそれ以上は政府のなにとしては言えないが、しかし私はこれを完全実施するつもりだといふことの意向をあの当時は私は述べたのであります。その後宮澤運輸大臣の間にござつても、なかなかこれは財政的に見まして、財務当局に事前にそれを完全実施すると——こいうものが出るかわからぬが、大体調停を中心としての仲裁裁定が出るとして、それを完全実施するといふことを事前に言わせることは非常に困難である、しかし僕はそのつもりであり、どんな困難があつてもやるから、一つそのつもりですべてのこれから起るべき争闘のなについてそれはそれを守るようにしてもらいたいといふことを、宮澤運輸大臣とお話ししました。また鈴木委員長にも私の真意はその当時申し上げた。しかし処分の内容につきましては、実は

たその理由、根拠はどういう点ですか。

○平井國務大臣 これは私の方といたしましては、いろいろ国家公務員法に該当する者が出たので、事務当局その他に十分調査をさせまして、郵政大臣にいたしまして、政府の圧力とか政府の考慮によつていろいろやつたものではあつたが、郵政大臣独自の判断のもとに立ちまして、事務的にその法の命ずるままに今回の処分をいたしたのでございます。

○横路委員 郵政大臣から政府の圧力でないと言われたけれども、あなたもその關係なんだから、あなたのおっしゃることとはちつとわれわれにはふに落ちませんが、そうするとあなたは郵政大臣として、全通のとらえたいわゆる一斉退職休暇というああいふやり方については、これは公共企業体等労働関係法による第十七条の怠業等の中には入らぬわけですか。

○平井國務大臣 私の判断といたしましては、現在は国家公務員法で処分をいたしておりますが、違反者があれば公務法その他の法のきめられている範囲内において十分処断をいたそうと目下こう考えております。

○横路委員 この間の仲裁裁定実施に伴う問題ですが、仲裁裁定の実施というのは政府側からいへばきのうだ、それ以前の問題についてはあなたは公務法違反の事実はない——わからなかつたけれども、とりあえず国家公務員法で処分しておいて、これから調査してまたやるのだ、こういうのですか。そうじゃないでしょうか。

○平井國務大臣 私の見解は目下まだ検討をさしているのです、これからそう

いう事実がございますれば、今後もし処分をいたす場合があるかもしれないという事です。

○横路委員 そうするとあなたはあれですか、この前のいわゆる仲裁裁定実施までに至るその間の職場大会、一斉退職については、わからぬが何とはなしに国家公務員法の第八十二条で処分したのだ、なおよく調査をしてさらに事実があれば公共企業体等労働関係法でまたやるというのですか。そういうことがありますかね。

○平井國務大臣 あなたのお話の通りでございます。今後もしもそういう公務法違反の事実が現われた場合には十分考慮をいたして考えなければならぬ、かように考えております。

○横路委員 郵政大臣、そうするとどうもその点はつきりしないのですが、とりあえず八十二条でやつたのですか。それともよく調べて八十二条——郵政大臣、その者が停職処分を受けるとかあるいは減俸になるとかいうことは、それぞれの当事者からすれば重大問題ですよ。それをあなたはとりあえずやつたのだ、とりあえずやつて、また事実を調べる、そんな疎漏なやり方をしたのですか。

○平井國務大臣 決して疎漏な態度ではない、慎重にやつておるのでございませう。慎重にやつておる結果こういふ結果が生れておるのでございまして、今後公務法違反がもしあつたなれば十分考慮しましてこれは処分しなければならぬと私は考えております。

○横路委員 郵政大臣にお尋ねしたいのは、私どもも、あなたが言うようにこれからあとにその公務法違反があれば、それはあなたがそういう立場でや

るのはいけれども、今までのことはあなたは確信をもつて慎重に考慮して国家公務員法の第八十二条でおやりになったのでしよう。それは確信がおりなんでしょうね。

○平井國務大臣 現在発表いたしましたのは現在調査済みのものでございまして、これは確信をもつてやつたのでございませう。これはまだ引き續いて公務法違反が出れば処分するのは当然のことでございます。

○横路委員 郵政大臣の今の話でよくわかりましたのは、今まで個々に受けている個人の処分はそれで終つたわけですね。そのほか、あるいはまだ調べて、今までのところ処分されてない、ほかの甲とか乙とか丙とか丁とかいう人間については、それは公務法違反の事実があればやる、しかし今まで確定をした者は、停職処分だ、何だということのは、とりあえずやつたんだから、もう一べん調べてこの者にまた公務法でやるんだということはないですか。

○平井國務大臣 とりあえずという言葉は当てはまらないかもしれませうが、この問題は非常に公平を要する問題でございまして、処分のいかに重大であるかということ、郵政大臣よく存じております。そこで、今回の郵政大臣としての処分は国家公務員法でやつたのでございませうが、もしも公務法違反があるとするれば、目下まだ調査中でございますがそういう事実が出たならば、遺憾ながらやはりその線に沿うて考えなければならぬ、かように考えておるのでございます。

○横路委員 やはりそれはとりあえず処分したのですよ、今のことから言へば、国家公務員を処罰するのには、そ

れはとりあえず処罰をしてさらにまた慎重に考慮してやるなんて、あなた、主務大臣としてそういう態度はないでしょう。あなたはまさか、これから運輸大臣におつき合いなさるわけではな

いでしよう。あなたにお尋ねしているのは、今までそれぞれの人間について停職だ、減俸だ、こうやつたものについて、それは確定しておやりになつたのでしようね、そのことを聞いていますのですよ。ですから、そのほか甲と

乙とか丙とかいう、いまだ確定をしていない人にそういう事実があるならば、あなたの方でやりになる、こういうのであれば私どもはまだ話は受け取れないわけではないが、個人の横路なら横路という者について停職一年とやつておいて、これはとりあえずやつたんだ、もう一べん調べてあるいは公務法違反でやるかもしれない、こういうことはないでしょうか。

○平井國務大臣 そういう点につきましても目下十分検討して——将来再びこういうことのないように反省もしていただくという意味合いにおいて、十分検討をいたしておるのでございませう。従いまして公務法の許さない事柄の起きました場合には、やむを得ず十二分の考慮を払わなければならぬ、かように考えております。

○横路委員 私は総理の時間等の關係もありませうから……

今郵政大臣のお言葉はどうもわれわれおかしいと思う。そんな軽々しく処分について発表すべきものではないのでありまして、どう考えても今のようにとりあえずという印象しか受けないのであります。この点は郵政大臣の方で運輸大臣の方におつき合いなさると

いうことはよもやないと思ひますが、この点は一つ、初めから公社それぞれが自主的にやつてゐるんだという建前からいつてもおかしいのですか。

最後に私はもう一点、総理に質問して終りたいと思ひます。

どうも私は先ほどから聞いておりまして、小倉副総裁の話は私たちの受けた感じとは違つたのです。私どもは三月二十三日は処分の対象にならぬといふに小倉副総裁が約束をしたと思ふのですが、その点はそうではないと答弁されておる。その点はいずれ当事者の人々をこの委員会に呼んでもう一べんお尋ねしたいと思ひますが、やはり総理は、三月十五日のときにお考えになられていたのは——その前のいわゆる職場大会等の国民に与えた影響と二十三日の件とは違つた。二十三日の件が私は国民感情を相当ゆすぶつておると思ふ。ですから、総理自身のお考えも、三月十五日の党首会談においてはよもやこういうふうなものではないのじゃないかという配慮もあつて、総理から慎重に考慮するといふことがあつたと思ふので、それは総理自身の考えの中にも、三月二十三日があつたのだから、あのときの党首会談ではああいふ答弁をしたが、実際はどうもそうではない、だからこの処分はどうもやむを得ぬのじゃないかといふふうな総理自身の考えが三月十五日からあとの事態と三月十五日の党首会談できめられたこととは違つてゐると思ふのです、その点を最後ににお尋ねしておきたいと思ふ。

○岸國務大臣 私は、処分の問題を、お目にかかりましたけれども、十五日

以前のものに限るのだという気持は初めから毛頭持っておらなかった。要するに春闘を処理しこれを落ちつけるために、さつき申しましたように一方においては政府としてやるべきことが過去においては十分でなかったというところも私も承知しております。従って、私としては責任を持ってこう言うけれどもこれは完全実施する意図であるということまで腹を打ち明けて申し上げたということもそこにあるわけであり、同時に、春闘がおさまるまでの全体として、もし違反の事実があれば違反の事実に対しては遺憾ながらやり処分して将来を戒めるべきものであるという考えであって、その範囲等につきまして私はほんとうに十五日にどのくらいだとかいうような腹づもりを全然持っておらなかったであります。従って、私の考えが十五日とその以後二十三日があったので変わったというお話ではありますが、私としては少くとも主観的にそうして気持はなかったものであります。初めから全体を通じて違反があったらそれに対しては処分するといふのであって、その当時少しも範囲を予定しておつたところはない、変つたとか何とかいうことがありますが、私は最初からその範囲等については考えておらなかったものであります。

○横路委員 私はもつとこの問題について御質問したい点もありますが、総理とのお約束の時間もありまして、さうにあとの赤松委員から質問がございますので、はなはだ不本意ですが私の質問をこれで終ります。

○藤本委員長 残余の質疑をなさる委員各位に申し上げますが、時間の都合がありますのでできるだけ簡潔にして

要を尽されんことを望みます。赤松君。○赤松委員 従来問題につきましてはあとの委員諸君がそれぞれの立場から十分なる質問をいたしますので私は将来の問題につきまして、時間がありませんから四点ばかりこの際総理大臣の御所見を承わっておきたいと思ひます。

まず第一点でございますけれども、公労法が制定されましたいきさつにつきましては総理十分御承知だと思ひますが、公労法が制定をされまして、団体交渉から調停委員会、調停委員会から仲裁裁定にいく、仲裁裁定が出たならば国会にその議決を求める。予算上資金上不可能な場合等いろいろ条件がありますけれども国会の承認を求める。それで、手続といたしましては当然裁定に関する議決を求める手続が最初に国会において行われる、従つてこの裁定が国会の意思で確定をされた場合に初めてそれに伴う補正予算が提出されるのではなからうか。ところが今回の手続を見ますと、裁定は衆議院の段階でストップをしておるのに、補正予算の方は多数の力で参議院を通過してしまつた。これは少くとも公労法の精神から申しまして変則的な手続じゃないかと私は考えるのですけれども、その点につきましては、総理、いかがでございますか。

○岸國務大臣 こまかい法律論としては別であります。公労法の趣旨からいふと、一方において、こういう公企業に属しておるところの人は、罷業権その他争議についてのなにかが制約されておる。そこで団交をやり、団交でまとまらなければ調停をやり、最後は仲裁裁定になつていく。仲裁裁定が出れば、とにかく政府や企業はこれに服して完全に実施するというのが趣旨であらうと思ふのです。しかしながら、ほかの企業と違ふものだから、国家予算の關係資金の關係上できないという場合においては、今言う議決を求めなければならぬ。しかし、本来団交で済まざるべきものが、そういう手続があるからには、仲裁裁定そのものを完全に実施するといふことがこの公労法の趣旨である。従つて、むしろ国会に出して議決を求めるというのが実は変則であつて、趣旨から言へば仲裁裁定を実施するといふところに私は主眼があるのだと思つております。

○赤松委員 非常に明快な答弁をしてもらいましたが、私もその通りだと思ふのです。本来公労法の十六条というものはつけ足しであつて、公労法の精神というものは仲裁裁定を完全に実施するといふことであり、もしできれば団体交渉の段階あるいは調停の段階で問題を処理していくということになれば、今度のような問題は起きないと思ひます。

そこで、今度のこの仲裁裁定の内容につきまして、政府は完全に実施したと言ふし、われわれは不完全だと言つてゐるわけでありまして、その内容に別としまして、総理の今の御答弁から受け取れることは、公労法の精神は仲裁裁定を完全に実施することだ——そこで私は、当然この仲裁裁定といふものは今回限りでなく、今後しばしば出てくると思ふのでございませうけれども、これを完全に実施するといふ精神においては変りございませうか。いかがでございますか。

○岸國務大臣 私は、最初からそういう信念を持っております。今後といへどもそれは続ける。これをやるという慣行を作ることが、将来これらのよき労働慣行を作る前提になると思つております。

○赤松委員 そこで私は、一つ重大な問題を総理に提示しておきたいと思ひます。きのうの朝日新聞を見ますと、今度は公労法を要するとか、労働法規の改悪が改正かわかりませうけれども、とにかくそういうものに手をつけるということが報道されておりますが、今度の公労法に基く解雇の問題、これについてぜひ一つ総理に考えていただきたいのは、労働者が職場から追ひ払われるといふこと、つまり解雇されるということは死刑の宣告なんです。これは厳密に考へていただきたいことなんです。しかも公労法は、一方において争議権をしばり、仲裁裁定等給与の問題に関するものはあるのですけれども、首を切られた場合、これを救済する手段というものは今のところないわけなんです。結局違法であるかないか、つまり公労法違反であるかないかといふことは——政府が行政上一方的に解釈することは不当だと思ふ。あるいは国鉄公社が一方的に行政的に解釈するといふことは間違ひだと思ふのです。それは最終的にはどこで定めらるべきかといふと、裁判所で定まるわけなんです。ところが、電産の争議等ではしばしば見られましたように、電産争議で首切りをやられた人が裁判所に訴えた。そうすると、裁判で無罪の判決が下つた、違法でなかった。ところがそれに対する救済の手段というものが全然ないわけなんです。今度の場合、これが違法であるかないかといふこと

は、おそらく法廷闘争に持ち込まれて法廷で戦われると思ふのですけれども、かりに違法でなかったという判決が出た場合、一体その労働者はどうなるかといふこと、それからその判決が出るまでもう四年も五年もかかるのです。ずいぶん長くかかるのですが、その間首を切られた労働者といふものは生活の手段がないのです。奪われてしまつてゐるわけです。こういう点について、やむを得ないから、たとえば組合員が組合費を出し合つて救済するといふような本来なし得ざることをやつて救済の方法を考えてやつてゐるのです。これは正常ではないと思ふのです。とにかく首を切られたことが違法であるかどうかといふことの最終決定は裁判所がする、この行政上の解雇が不法であるかどうかといふことは裁判所がきめるから、それまでの救済方法というようになつてゐる。これはどうしようもないことについて総理はどのようにお考えになつてゐるか。これはこの社会労働委員会でも今まではしばしば問題になつてきたのです。ですから、私の言おうとしてゐることは、国鉄公社が都合が悪くて不当だと思つてどんな首を切つていけば幾らで切れる。これでは労働者の解雇に対する対抗策というものは全然ないのです。ストライキをやろうと思つてもストライキ権は奪われてしまつてゐる。これについてどうですか。

○岸國務大臣 これは一方から言ふと、先ほど私が申し上げたように、ストライキ権が制限されていることに對して調停とか仲裁裁定とかいふ制度が設けられておりますから、これを完全に実施するといふことが道である。なるほど解雇といふことは労働者にとつ

規則に反するものについては法規に従って厳重にやっても構わない、それからその処断の具体的な事実の検討は公社にまかせて政府は政治的干渉をしない……。

【発言する者多し】

○藤本委員長 静粛に願います。

○石田(博)政府委員 政府は政治的干渉をしないということ、法規に反したものはすべて法規に従ってやるということとを申し合わせたに過ぎません。

○滝井委員 二つの基準によってやったことが明白になって参りました。従って具体的な処分というものは、それぞれその法律に従って公社におまかせしておる、こういうことです。そこでさういふ横路さんから御質問のあったところを少し掘り下げてみたいと思ふのです。まず今回の春闘に対する処分は、大体大きく分けると三つに分類をせられるようにございます。まず第一は公労法のいわゆる十七条、十八条関係によって処分をせられておるもの、一つ、いま一つのグループは、公社法なりあるいは国家公務員法によって処分せられておるもの、一つ、いま一つはどうかという法律に基いておるか知りませんが、訓戒という程度のものである、こういう三つのグループに分れております。

そこでまず運輸大臣にお尋ねをいたします。運輸大臣の監督のもとにおける国鉄においては、二十三人の解雇者が出ております。これについては明らかに公労法の十八条によって解雇せられた、こういうことになっておる。そうしますと、他の停職、減給、戒告というこれらのものはどれによってや

たか、おそらく公社法だろうと思ふのですが、その通りでございませうか。

○宮澤國務大臣 その通りでございませう。

○滝井委員 そうしますと、公社法のたとえ日鉄法でいくならば、三十一

条を見ますと、停職の上にもう一つ重たい処分の免職というものがあつて、この免職と公労法の十七条のいわゆる解雇との関係がどうなるかということ、同じ公労法に違反をした人たちに對して、あの二十三人のグループに對しては、いよいよ公労法の十七条を適用した。そして残りの人たちは、公社法なり国家公務員法を適用したということなんです。国家公務員法にも八十二条には免職というものがあつて、一体この関係はどういう工合にしてセレクトションしてこういう區別をつけたのか、これを明らかにしてもら

○宮澤國務大臣 その点は国鉄副總裁から説明いたします。

○小倉説明員 お説の通り公労法と日本国有鉄道法と両方ございませう。それで両方に該当するものにつきましては、どちらを適用しても差しつかえないというところになっております。ただし公労法につきましては解雇以外の道がございませう、それは日鉄法による、こういうふうな解釈になっております。

○滝井委員 いいですか。公労法における解雇というものは、これは昔でいへば切腹なんです。いわゆる名誉ある刑罰なんです。これは破産罪ではない。ところがこの公社法なり国家公務員法にいくものはこれは刑事罰的な性格を持つておる。公労法の立法の精

神から考えると、そういうものなんです。そうしますと、こういう点についてはこれはおかしい。(そんなことはない)と呼び、その他発言する者多し。

○藤本委員長 静粛に願います。

○滝井委員 そういふ点に対する国鉄当局の見解はどういうことになっておるか。どうして免職というものをとらずに解雇という方法をとったのか。残りの者にはそれ以下のものを適用していつている。どちらでも自由だということならば、何も法律でこういう二つのものをやる必要はない。公社法だけでよろしいはずなんだ。ところが公労法において解雇というものを作つたという

ことは、いわゆる免職というものと争議に対する訓則の適用について違つて、このことを国会は意思表示をしてこの法律を作つておるはずなんです。もし免職であつたら、あるいは公労法の十七条の解雇であつたら同じだということならば、それは法律の訓則を統一するた

めに免職とすべきであつたはずなんです。それをなぜ解雇としたかということ、それをどちらでも選択が自由だから片方は十七条をもつていきました、これはおかしいと思ふのです。労働大臣のこの公労法の解釈上の見解を聞いておきたい。

○松浦國務大臣 どちらも同じだと思ひます。

○滝井委員 免職と解雇というものは字も違ひます。まず字が違ふ。名は体を現わす。こういう点から見ても、大臣はさう言うけれども、これが同じだとするならばこれは大へんです。法制局長官もわざわざおいでおるようでございますので、一つ法制局の御見解を伺ひます。

○林(修)政府委員 公労法の解雇という言葉と日本国有鉄道法の免職という言葉は、効果は同じでございまして、雇用関係がなくなるということにございませう。ただ国鉄当局の方はいよいよ懲戒処分としては国鉄法でいき、公労法の方は、広い意味では懲戒処分といえるかもしれませんが、狭義の懲戒処分ではございませう。懲戒処分ではなくして、公労法違反の行為をした者は当然解雇ができる、こういうことを規定したわけでございます。おのおの並立して成立し得る規定だと私は思うわけでございます。公社当局がどちらを御適用になるか、これはおのおのその事態の判断によつておきめになるべきものだと考えます。

○滝井委員 結果は同じでも立法の精神が違つておるのです。従つてさういふ点は、時間がありませうのでいづれまた機会を改めて質問しますが、最後に一点だけ国鉄当局と運輸大臣にお尋ねしておきたいのですが、今後国鉄は法外組合になるのかどうか。労働組合法の二条との関係は一体どうなるのか。

○宮澤國務大臣 法外組合になるかならないかは、その組合のあり方によつて変わると思ひます。

○滝井委員 過去においても解雇者が組合幹部になつております。現実においてもさういふ形をとつておりますが、一体これはどういふことになるのか。

○宮澤國務大臣 国鉄職員にあらざる者が役員になれば法外組合になると思ひますが、それらの点は国鉄副總裁からお答えいただきます。

○小倉説明員 その点につきましても、法律上も、実際上も、いろいろむ

ずかしい点がございませうので、目下慎重に検討中でございませう。

○滝井委員 いわゆる解雇者が組合の幹部になつておつても、なお検討中で、これは明白な結論が出ていない、こう理解して差しつかえありませんね、国鉄当局の立場は。

○小倉説明員 従来さういふ例がありましたが、申し上げましたのですが、今後につきましては、そのときにおいて研究もし決定しなければならぬと思ひます。

○藤本委員長 有馬君。

○有馬(輝)委員 時間がありませうので私も簡単に質問いたしますから簡単に御答弁をいただきたいと思ひます。総理と官房長官にお伺ひいたしますが、先ほどから総理は、企業当局が今回の処分については十分な調査をいたし慎重に処理したという御答弁でありましたが、もし間違つた処分をして

おつた場合に企業当局の責任はどうなるのか、政府の責任はどうなるのか、この点を簡単に伺ひたいと思ひます。

○宮澤國務大臣 今の御質問であります。これはきつめて重大な問題であるから、初めから慎重に十分検討されて、また責任を持つてやらしておるの

であります。従つて今お話のように事実上、それが間違つておるといふことがあつても実は頭を考へておりませんが、理屈からいへば、もしもさういふものが間違つておつたならばどうするかというところになれば、それは是正する方法をとらなければならぬと思ひますが、私は今回のものについて

はさういふことは、こう思つております。

○石田(博)政府委員 総理の御答弁と全く同様でございます。

○有馬(輝)委員 是正する方途と言われるが、間違つた通告をして——先ほどから論議をされておりますように、死刑の宣告にもひとしい状態に置かれておつて、是正の措置と言つて具体的にどのような企業当局の責任を問われようとするのですか、その点をお伺いしておきたいのです。

○石田(博)政府委員 間違つた処置がないと確信をいたしておりますので、間違つた措置があつた場合は、先ほどのように理論的にはそういう是正の措置を講じなければなりません、具体的に考える必要はないと考えております。

○有馬(輝)委員 官房長官えらくみえを切られました、今みえを切られた総理や官房長官の責任がもしあつたらどうします。

○石田(博)政府委員 もしあつたら、もしあつたらという場合を考え、一々やるというわけには参らないのでありまして、われわれとしては間違いないという信念と、それからそれだけの準備をして公社当局がやってきたと思ひます。従つて私どもは公社当局のやつたことを信じておりまして、具体的事実についてわれわれは指摘をした覚えはございませんが、その具体的な事実についても公社当局は約一カ月余り、一カ月以上、四十日あるいは四十五日間にわたつて十分事実の調査をなさつたのでありますから、そういうことはあり得ないと思ふわけであり

○有馬(輝)委員 一カ月余り、四十余日間にわたつて十分な信念と十分な調

査をもつて、岸内閣の監督しておられる公社なり現業なりは間違ひを起しておられる。

仮定の問題については官房長官答へられないと言われましたから、具体的に申し上げましょう。全林野の前橋地本、ここで館直保君という者に対しては、この前の通告をいたしております。ところがこの館直保君は、昨年以來病気で休んでおりました、委員長をよしていることはもちろん、春闘にも参加したしてありません。そのような間違ひを犯して、総理も官房長官も今みえなみえを切られるのですか。人を解雇処分なり訓告処分なりに処しておいて、事を処理します、仮定の問題については答へられませんか、それで内閣の責任が勤まりますか、その点をお伺いします。

○石田(博)政府委員 その事態はどういう工合にして起つたか、いずれそれはその問題を取り扱ひました現業当局にお聞きをいただきたいと存じます。それは当然是正の措置をとられたものと思ひます。従つて先ほども間違ひとおつたらというお話でありまして、間違ひの仕方、内容、あるいはその後の処置一切を含めまして考慮しなければならぬことは当然であります。その間の事情は現業の担当者にお聞きをいただきたいと思ひます。

○有馬(輝)委員 事、人の身分に関する問題なんです。あなたが先ほど大みえを切られたような態度であるとすれば、切る前にもう少し慎重な準備と調査があつてしかるべきだし、それに對して、少くとも現業にまかせるということじゃなしに、内閣は責任をもつてしかるべきだと思ふのです。そ

の監督については、十分なる監督をして、間違ひを起させないようにするのが私は内閣の責任ではないかと思ふ。ただ単に是正すればいいんだということ、各公社の現業の責任者の処置がそれで終りとするならば、岸総理がこの前の予算委員会でも言われたはんとうの意味の今後の労使慣行の確立というところがどうしてできますか。この点について総理の御見解を伺いたいと思ひます。

○岸(陸奥)大臣 先ほども申し上げておるように、この問題については、処分をするのは政府がするのではありません、あくまでも各現業それぞれ企業当局においてやるが、しかし重大な問題として十分慎重に検討して、そうして将来にこういうことを起さしめないように、違法の行為に對してはそれぞれ処分する。しかしあくまでも事実については慎重に調査した上においてこれをなすべきことは当然でございますが、今の具体的事件につきましては、先ほど官房長官も答へて承知しておるうちに、私は事実を初めて承知したたわけでありまして、その事実を確かめて、先ほど私が申し上げましたように、その是正についての適当な処置をとる、こういうことをいたしたいと思ひます。またそれを生じた経過において、企業当局において何らかの過失があり、もしくは非常な疎漏の点があるというふうなことであれば、それに対する責任を明らかにすることも当然だと思ひます。

○有馬(輝)委員 時間がありませんで、小倉副総裁に簡単に伺ひたいします。日鉄法の第三十三条の第三号、

読みますから。十分御承知です。勤務時間外に勤務させることのできる条項です。これの第三号の「列車が遅延したとき」という工合になつておりますが、事前に業務命令もなく、非番にある者を勤務させることができるのかどうか。この点をお伺ひたいと思ひます。

○小倉(説)委員 そういふ場合には第三号でなく、第三号で「災害の発生が予想される場合において、警戒を必要とするとき」ということで処置いたしておりました。

○有馬(輝)委員 災害の内容がどういふものであるかという論争にわたりますと、時間を経過いたしますので、具体的に御尋ねいたします。

東鉄管理局からは公社に對して赤羽駅で起きた事件について報告がございました。たかといふことだけを簡単に……

○小倉(説)委員 何日でございますか。こちら質問を申し上げるのは恐縮でございますが……

○有馬(輝)委員 今月の十二日の問題であります。

○小倉(説)委員 その詳しい具体的事実を承知していません。

○有馬(輝)委員 まず第一に、私は昨日の午前十時までにこの詳しい内容を国鉄に知らせるべく、鉄道管理局の施設部長の伊地知堅二君、それから赤羽駅長の室伏隆治君、上野駐在運輸長付の橋本康直君に強く要望しておきました。日曜日でありますから公社に歸つておられるかもしれぬが、月曜日の社会労働委員会が開かれる午前十時半ごろまでには知らせておいてほしい、承知いたしましたと言つておるに

もかわらず、あなたの部下はそのような怠慢をしております。そういう怠慢をしておるから次のようなあやまちを犯すのであります。

それを具体的に申し上げますと、この次長は業務命令もなくして、十一日の午前八時半ごろから非番の者を旅館に軟禁いたしました。それを朝十一時半に食事を与えたり夜の八時半までお茶の一杯いも飲ませないで監禁しております。しかもどういふ形に何に基いて業務命令を出したのか、業務命令によつたのかといふと、業務命令によつたものではない。非番の者を労働基準法に違反して、しかも十一日、十二日については三・六協定は破棄されておる、その状態の中で今のようことをやつてよろしいのかどうか。

○小倉(説)委員 そういふ点につきましては、繰り返してから委細調査をいたしますが、国鉄といつたしましては列車の運行をできるだけ確保したい、こういう義務と責任があるので、それに基いて善処したと思ひます。

○有馬(輝)委員 時間がありませんで結論だけ申し上げますが、協定に違反し、業務命令にも基かないで、しかもただ上司の権威をもつて労働基準法を犯してこのようなことをやつておいて、一方では責任などありもしないような首を切る、この政府の責任については後日また十分に意見を御承わりたいと思ひます。

時間がありませんで私の質問を終わりますが、今の点については国鉄労組とあなたの方で責任の所在を十分明確にするお運びにならうかと思ひます。その点は小倉さんの方でもこの報告をしなかつたこれらの諸君の責任を

追及するとともに、十分対策を講じて
いただきたいと思います。私の質問は
これで終わります。

○藤本委員長 横山君。

○横山委員 時間がありませんから、
ごく簡単に二点お尋ねいたします。

一つは、先ほど横路委員の質問に小
倉副総裁から二十三日の問題について
は労使間で今回は処分しない、こうい
う約束をした、こういう報告がありま
した。その点について岸総理大臣は労
使の約束に責任を持たれるかどうか、
責任といたしますか、尊重されるかど
うか、その一点をお伺いいたします。

○岸国務大臣 先ほど私もここで聞い
ておったのでありますが、横路委員の
御質問は、労使の間にそういう約束が
あったのだというのをはつきり断定
されまして質問されたのに対して、小
倉副総裁の答弁はそういう断定的な話
はしていないということを答弁されて
おりまして、その事実、両者の間の
解釈が違っているように思います。

これは言うまでもなく、常に私の心
がけていることは、労使間においてよ
き労働関係がでけるといふふうに念願
しておりますから、正當に、正しくで
き上ったところの話し合いというもの
は尊重すべきであることは当然であ
る、しかし具体的に今御指摘の問題に
ついて話し合いがあったかどうか、そ
ういふはつきりした申し合せになっ
ては、私は先ほどここで承った範囲
内におきましてはそういう事実がない
ように小倉副総裁はお答えしておる
と思います。

○横山委員 それは私も聞いておりま
したが、それでは小倉さんに簡潔に何

いいますが、先ほど小倉さんの話は、詳
しく言えばいろいろ経緯があったけれ
ども、二十三日は処分をしない、けれ
ども春闘全体については処分をする、
こういうふうにあなは結ばれたと思
いました、違いましたか。

○小倉説明員 先ほどは端折りまし
たので意を尽せませんでした、結論と
いたしましては二十三日の分だけを抽
出することはいたさないけれども、春
闘全体として処分はいたしません、こ
ういう意味でございます。

○横山委員 つまり二十三日の問題に
ついてだけを目標にして処分はしな
い、春闘全体について処分をする、こ
れはあとで裁判で非常に問題になると
ころだと思ふのです。今岸総理がおつ
しやったように、労使の間でよかれあ
しかれ、とにかく話し合いがついたも
のについては政府としては尊重する、
この気持については変りはございま
せんか。

○岸国務大臣 先ほど申し上げまし
たように、これは話し合いがついたと
いっても、もちろんそれは公労法やそ
の他の法規に準拠しなければならぬこ
とは言うまでもないわけでありませ
ん、そういう意味において両者の間に
よき労働関係として話し合いができた
ことは尊重する、こういうことを申し
上げておきます。

○横山委員 もう一点、これは労使の
問題もわれわれ政治家との間について
も同じようなことであります、最後に
与野党が話し合いがついた。こうい
う点は、多少客観的に見ておかしい場合
があつても、話がついたということで
両方とも了解していくことが多いので
ありますね。それと同じように労働問

題もやはりある意味で客観的に見てお
かしい場合があつても、労使がそれで
やむを得ないという腹をきめた問題に
ついては両方がこれを尊重する建前に
なつておる。その点を一つ御理解を
願つておかなければならぬ。

もう一点だけお伺いしますが、これ
からどうするかということでありま
す。今政府でも、組合側でも、やれば
やる、やればまたやるといふことで、
世論は泥沼を非常ににおそれおる。組合
側が首を切られた立場に立つてみれ
ば、これは先ほどからもいろいろな話
があつたように何とか同志を救わなけ
ればならぬという気持になる。政府側
がこの態度に対してどういふふうに出
るか、この間も労働大臣に私はお尋ね
いたしました、向うがやればこつち
もやる、またやればまたやる、こう
いった答弁に終始しておる。私が岸さん
にお伺いしたいのは、岸さんもやはり
そうかといふことなんでありませ
ん、またやればまたやる、それを
ずっとまた続けるのか、こういう点に
ついてあなたの率直な気持を一つ聞か
せてもらいたいのではありません。政府
としては、大筋に立つてどのような解決
の方法を見出そうとするのか、この点
について総理大臣としての春闘に対す
る最終的な心がまえを明示される必要
があるのじゃないか。労働大臣のおつ
しやったように、やれば幾らでもやっ
てやるのだといふことだけが政府の心
がまえと見てよろしいのか。

○岸国務大臣 春闘の問題につきまし
ては、私は先ほど来申し上げておるよ
うに終始一貫して、これが国民経済や
国民生活に及ぼす影響が非常に大きい
からこういう実行せよとあるいは処

分とかいふような問題がなくなら、正
常に公社の業務が遂行され、労使の間
にき労働関係がでけるといふことが念
願であります。しかしながら、私の終
始一貫考えている根本の問題は、正し
いよい労働関係というものは、お互
いが法規を守る、これは民主主義の根本
であつて、法規を無視するといふことは
どこにも許せないのだ、従つて、法の
命じておるところ、法が念願しておる
ところのことは、それが政府の義務で
ある場合においては、政府はそれを誠
意を持って実現するし、また経営者の
側におきましてもその趣旨を十分に尊
重してこれに従つていくし、労働者側
におきましてもこれは鉄則として守る
といふことがすべてのよき労働関係の
基礎になる。民主主義といふものはそ
ういふものだと思ひますから、法規に
違反しているものを、私がおだやかに
おさめたためには法規に違反しても
仕方がないといふようなことは政府と
しては申すことはできないと思ふので
す。しかし私はこういうことが繰り返
されるということ、国民の厳正なる
批判もありますし、お互いにすべてが
十分に反省してそういう繰り返される
ようなことのないことをひたすら念願
しておるものであります。

○横山委員 あなたのお話に対して一
点だけ希望申し上げておきたい。岸さ
んがこの間貧乏と汚職と暴力をなくし
たいと言つた言葉は世論に非常に好影
響を与へた。しかし、この貧乏と
汚職と暴力を排することはおまわりさ
んをふやすことではないと思ふのであ
ります。そうでありませう。あなた
の意図せられるところは、貧乏のな
い、汚職のない、暴力のない環境を作

分とかいふような問題がなくなら、正
常に公社の業務が遂行され、労使の間
にき労働関係がでけるといふことが念
願であります。しかしながら、私の終
始一貫考えている根本の問題は、正し
いよい労働関係というものは、お互
いが法規を守る、これは民主主義の根本
であつて、法規を無視するといふことは
どこにも許せないのだ、従つて、法の
命じておるところ、法が念願しておる
ところのことは、それが政府の義務で
ある場合においては、政府はそれを誠
意を持って実現するし、また経営者の
側におきましてもその趣旨を十分に尊
重してこれに従つていくし、労働者側
におきましてもこれは鉄則として守る
といふことがすべてのよき労働関係の
基礎になる。民主主義といふものはそ
ういふものだと思ひますから、法規に
違反しているものを、私がおだやかに
おさめたためには法規に違反しても
仕方がないといふようなことは政府と
しては申すことはできないと思ふので
す。しかし私はこういうことが繰り返
されるということ、国民の厳正なる
批判もありますし、お互いにすべてが
十分に反省してそういう繰り返される
ようなことのないことをひたすら念願
しておるものであります。

とすることではなくてはならぬと思
うのです。その意味におきまして、今
この法規に反するか反しないかといふこ
との以前に、あなたが所期せられてお
ります法規に反することをしないよう
な環境が必要であらうと思ふ。国鉄が
例に出ておりますから国鉄を例に言
いますけれども、国鉄の遅延一分にお
いてもこれを処分だとか事故だとかい
うような、そんなそれほどの重要なこ
ろでそれほどの待遇がされておるか
といふことについて一べん考えてみる必
要があるのじゃないか。今あなたの口
をきわめておつしやる法規に違反しな
いようにといふことは、もう一歩進め
て総理大臣として法規に違反すること
のないような環境、その環境に心を注
ぐのが一番大事なことではないか、そ
れを希望申し上げまして、私の質問を
終わります。

○藤本委員長 これにて公共企業体等
の労使関係に関する件についての国務
大臣に対する質疑は終了いたしました。

○藤本委員長 小委員会設置の件につ
いてお諮りいたします。本委員会に付
託されております諸願の審査を期する
ため、小委員五名よりなる諸願審査小
委員会を設置することとし、小委員及
び小委員長の選任に關しましては委員
長より指名するに御異議ありません
か。

○藤本委員長 御異議なしと認め、
植村 武一君 野澤 清人君
中山 マサ君 五島 虎雄君
山口 シヅエ君

○藤本委員長 御異議なしと認め、
植村 武一君 野澤 清人君
中山 マサ君 五島 虎雄君
山口 シヅエ君

以上五名を小委員に、野澤清人君を小委員長に指名いたします。
暫時休憩いたします。

午後三時五十二分休憩

午後三時二十八分開議

○藤本委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

水道法案を議題とし審査を進めます。質疑を続行いたします。八田貞義君。

○八田委員 それでは事務的な問題を二、三質問させていただきます。

この水道法案が国会に提出せられるまでは第一次水道法案、第二次、第三次となつて参りまして、今度の水道法案は第三次法案でございますが、第二章第六條で水道事業に対して認可制をとつておるわけでありまして、これが第一次並びに第二次法案では届出制になっております。その届出制をどうして認可制に変えたか、その点について御説明願ひたいと思ひます。

〔委員長退席、大橋(武)委員長代理着席〕

○田辺説明員 お答え申し上げます。前の第一次案、第二次案におきましては、お話のございましたように届出制をとつておつたのでございますが、これは、水道行政が当時は厚生、建設両省の共管でございまして、そのために認可の事務がとかく停滯がちでございまして、地方公共団体が受けます不利不便に大きなものがあつたのでございまして、これを救済するために、特別の措置として届出制がとられたのでございまして、しかしながらことしの一月十八日の閣議におきまして、水道行政の所管が簡素化されました、水道行政

は厚生省の専管ということになりました、今後は認可の事務の停滯は十分避けることができることと相なつたのでございまして、従ひまして、今回の第三次の案におきましては、他の法律との均衡も考え合はせまして、現行の水道条例と同様に認可制をとつた次第でございまして。

○八田委員 そこで認可制をとられた理由はわかつたのであります。ただ問題は、認可不認可の行政処分を、事務停滯がないようすみやかに行うようにするといふような配慮、また一定の期限内に行うといふことを明文化する必要があると考へられるのですが、この点につきましては、ただ事業の認可として第六條に規定してあるところによりまして、認可不認可の行政処分をすみやかに行うといふこと、あるいはまた一定の期限内に行うといふことについては、何ら触れておられぬわけでありまして、これらについてはどのような配慮を持っておられるか。この点、事務停滯を避けるために認可制にしたのか。厚生省専管になつたのだから、今後は事務停滯は全然ない、そういう懸念もないといふような御答弁であります。それならば、やはりはっきりと一定の期限内において認可不認可の行政処分をすみやかにやるような配慮がなければならぬと思ひます。明文化しなかつたかわりにどのような配慮を持っておられるか、その点について御答弁願ひたいと思ひます。

○楠本政府委員 お答えを申し上げます。従来ややもいたしますと、申請から認可までの期間が長かつたきらいもございまして、これはただいま田辺課長からお答えを申し上げましたように、建設省との共管等の関係もございまして、意外に手間取つた例もございまして、今後はできるだけかようなことがないようにできる態勢を整へましたので、少くとも事務の進捗をはかりまして、特に問題のあるものは一応別といたしまして、大体普通の問題のなものは、一カ月以内程度にすべてを認可処分ができるようにいたしたい所存であります。この点は全くこもつともございまして、今後十分意を用ひて参りたいと思ひます。

なお一点、先ほど質疑の中に、なぜ認可制にしたかといふ点でございまして、水道事業といふものは、一つの公企業の特許事業でございまして、従つて、さような性格から、当然特許事業としての認可といふものが必要だといふふうに私も考へてゐる次第であります。

○大橋(武)委員長代理 ただいま水道法案の審査中でありまして、この際旅館業法の一部を改正する法律案を議題とし審査に入りたいと思ひます。まず趣旨の説明を聴取いたします。神田厚生大臣。

旅館業法の一部を改正する法律案
旅館業法の一部を改正する法律
旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。
第一条中「取締を行ひ」を「取締を行ふ」とともに、あわせて旅館業によつて善良の風俗が害されることがないようにこれに必要な規制を加へる」に改める。
第二条 この法律で「旅館業」とは、

ホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業及び下宿営業をいう。

2 この法律で「ホテル営業」とは、洋式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のものをいう。

3 この法律で「旅館営業」とは、和式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のものをいう。

4 この法律で「簡易宿所営業」とは、宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、下宿営業以外のものをいう。

5 この法律で「下宿営業」とは、施設を設け、一月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業をいう。

6 この法律で「宿泊させる」とは、寝具を提供して前各項の施設を利用させることをいう。

第三条第一項中「人を宿泊させる営業を営もうとする者」を「旅館業を経営しようとする者」に改め、同条

同項に次のただし書を加える。
ただし、ホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業の許可を受けた者が、当該施設において下宿営業を経営しようとする場合は、この限りでない。

第三条第二項を次のように改める。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設の構造設備が政令

で定める基準に適合しないと認めるとき、当該施設の設置場所が公衆衛生上不適当であると認めるとき、又は申請者が次の各号の一に該当するときは、同項の許可を与えないことができる。当該施設の設置場所が学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(大学を除くものとし、以下単に「学校」という。)の敷地(その用に供するもの)と決定した土地を含む。以下同じ。の周囲におむね百メートルの区域内にある場合において、その設置によつて当該学校の清純な教育環境が著しく害されるおそれがあると認めるときも、同様とする。

一 この法律又はこの法律に基づく処分違反して刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

二 第八条の規定により許可を取り消され、取消の日から起算して三年を経過していない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号の一に該当する者があるもの

第三条に次の四項を加える。

3 都道府県知事は、学校の敷地の周囲におむね百メートルの区域内の施設につき第一項の許可を与える場合には、あらかじめ、その施設の設置によつて当該学校の清純な教育環境が著しく害されるおそれがないかどうかについて、当該学校が大学附置の国立学校であるときは当該大学の学長、その他の国立学校であるときは当該学校の校

長、公立学校であるときは都道府県、私立学校であるときは都道府県の教育委員会、私立学校であるときは学校教育法に定めるその所管庁の意見を求めなければならない。

4 都道府県の教育委員会は、市町村の設置する学校に前項の規定により意見を述べた場合には、あらかじめ、当該市町村の教育委員会の意見を求めなければならない。

5 第二項の規定により、第一項の許可を与えない場合には、都道府県知事は、理由を附した書面をもつて、その旨を申請者に通知しなければならない。

6 第一項の許可には、公衆衛生上必要な条件を附することができ、

第四項に次の一項を加える。

3 第一項に規定する事項を除くは、営業者は、営業の施設を利用させるについては、政令で定める基準によらなければならない。

第七條第一項中「第四條第一項の規定による措置の実施の状況」を「その構造設備若しくは帳簿その他の関係書類」に改める。

第七條の次に次の一條を加える。

第七條の二 都道府県知事は、営業の施設の構造設備が第三條第二項の規定に基づく政令で定める基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該営業者に対し、相当の期間を定めて、当該施設の構造設備をその基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第八條中「第四條第一項の規定に

違反したとき」を「この法律若しくはこの法律に基づく処分違反したとき、又は第三條第二項第三号に該当するに至つたとき」に改め、同条に後段として次のように加える。

営業者（営業者が法人である場合におけるその代表者を含む）又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該営業に関し次に掲げる罪を犯したときも、同様とする。

一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十四條、第百七十五條又は第百八十二條の罪

二 風俗営業取締法（昭和二十三年法律第百二十二号）に規定する罪（同法第一條第一号及び第二号に掲げる営業に関するものに限る。）

三 婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令（昭和二十二年勅令第九号）に規定する罪

第八條の次に次の一條を加える。

第八條の二 国立大学の学長その他

第三條第三項に規定する者は、当該学校の敷地の周囲におおむね百メートルの区域内にある営業の施設の構造設備が同条第二項の規定に基づく政令で定める基準に適合しなくなつた場合又は営業者が当該学校の敷地の周囲におおむね百メートルの区域内において第四條第三項の規定に違反した場合において、当該学校における清純な教育環境が著しく害されていると認めるときは、前二條に規定する処分について都道府県知事に意見を述べることができる。

2 市町村の教育委員会は、当該市

町村の設置する学校に前項に規定する事実があると認めるときは、都道府県の教育委員会に対し、同項の規定により都道府県知事に意見を述べべきことを申し出ることができる。

第九條中「前條」を「第八條」に改め、

第十條中「五千円以下」を「三万円以下」に、同條第一号中「規定に違反した者」を「規定に違反して同条同項の規定による許可を受けないで旅館業を営んだ者」に改める。

第十一條中「千円以下」を「五千円以下」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の際に前項の第三條第一項の規定による許可を受けて旅館業を営んでいる者は、それぞれその業態に応じこの法律による改正後の第三條第一項の規定によりホテル営業、旅館営業、簡易宿泊所営業又は下宿営業の許可を受けたものとみなす。

3 前項の者がこの法律の施行の際にその営業の用に供している施設については、この法律の施行後三年間は、その構造設備がこの法律による改正後の第三條第二項の規定に基づく政令で定める基準に適合しない場合においても、従前の規定による基準に適合している限り、この法律による改正後の第七條の二の規定を適用しない。

4 厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五條中第二十九號を削り、第三十號を第二十九號とし、第三十一號を第三十號とし、同號の次に次の一号を加える。

三十一 旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八號）の施行に関し都道府県知事を指揮監督すること。

第九條第十一號中「旅館」を削り、第十一號の次に次の一号を加える。

十一の二 旅館業法を施行すること。

○神田國務大臣 ただいま議題となりました旅館業法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

近年健全なレクリエーションの普及、観光事業の振興等に伴い、旅館業は、ともにその重要性を加えて参りました。ところが旅館業に対する規制は、従来単に施設面についてのみ、しかも主として公衆衛生上の見地から行なつてきたものであります。旅館業本来の性格から考え、このような観点のみからする規制では必ずしも十分とは言ひ得ないものがあるものであります。特に、最近では、一部の地域において、教育上からも、種々批判されるような事例も生じ、かたがた家庭の延長としての利用者の静穏な宿泊をはかる上からはもとより、快適な生活環境を造成する上からも、旅館業に対しては、風俗的見地をも加味した規制を加える必要が生じて参りました。このような社会情勢に対処するため、政府におきましては、かねてから旅館業の経営方法の健全化について慎重に検討を重ね

てきたのであります。今回、営業施設の水準の向上を期するとともに、しかも風紀面をも考慮し、真に健全な旅館業の育成指導をはかることにつきまして、その成果を得ましたので、ここに本法案を提出いたした次第であります。

次に本法案の内容につきましてその概要を申し上げます。第一点は、公衆衛生の見地以外に、旅館業によつて善良の風俗が害されることのないように、これに必要な規制をあわせて行い得るよう法目的を改めたこととあります。

第二点は、従来施設の構造設備の基準は、地方の実情を考慮して、都道府県において適宜設けることとなつておりましたが、今般全国的に水準の向上をはかる意味において、これを政令で規定することに改めたこととあります。

第三点は、新たに旅館業について、施設の使用法、広告方法等その利用方法の基準を政令で定めることとし、これによつて営業の健全化を期したことであります。

第四点は、従来物的施設のみを営業許可の基準としたのであります。が、さらに旅館業法に違反した場合、一定の期間許可を与えないことができるよう人的要件を加え、営業者の質的向上をはかることとしたこととあります。

第五点は、営業者が刑法等風紀関係の法令に違反したときは、営業許可の取り消し、停止等の行政処分を行ひ得るようにしたこととあります。

第六点は、学校の敷地の周囲におおむね百メートルの区域内では、旅館が設けられることによつてその教育環境が

著しく害されるおそれがあると認められるときは、許可を与えないことができるようにするとともに、特にこの場合は、都道府県の教育委員会等の意見を求めるなど、この区域においては、教育機関の意向が十分反映されるようにして、教育環境の清浄化を確保するよう措置いたしました。

以上が政府が本法案を提出いたしましたおもな理由であります。参議院におきまして若干修正がございまして、その修正案の内容を申し上げます。第一点は、「宿泊」の定義を明確化して宿泊者が寝具を持参する場合も含まれることとした点であり、第二点は、当該吏員が営業施設に立ち入り検査を行う場合、検査することのできる書類の範囲を明確化した点であります。

以上が本法案を提出いたしました理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○大橋(武)委員長代理 以上で説明は終了しました。なお本案についての質疑その他は後日に譲ることいたします。

○大橋(武)委員長代理 それでは水道法案の質疑を続行いたします。八田貞義君

○八田委員 第二条の水源保護の問題でございますが、今度の第二条は、前にも質問しておいたのでありますが、訓示規定になったわけでありまして、第二次の法案におきましては、水源保護の規定をはっきりと打ち出しておいたわけでございます。第二次の水道法案でどのような水源保護の規定を行なっておられたか、それについて

ちよつとお知らせ願いたいと思ひます。

○楠本政府委員 第二次案におきましては、他の法案等との関係もございまして、一応水をよこす施設、たとえば工場廃液であるとかあるいは土砂の廃液であるとか、いろいろなものを取り上げまして、水源保護の観点からこれを規制をいたした次第でございます。しかし実質的には第二次案におきましても、他の既存の法律たとえば河川法あるいは鉱山保安法あるいは鉱業法というものは、すでに規定されております法律の権限はそのまま排除されどなきにひとしい結果に終つておつたのでございます。しかも一方たとえば工場廃液等につきまして規制をいたします場合には、現在の憲法の範囲におきましては、当然補償をしなければならぬことが出て参ります。かれこれ考へまして、今回はこの程度にとどめまして、先般もお答えを申し上げましたように、他日また水質汚濁防止の問題としてこれを総合的に検討いたしまして、総合対策をもつて水質保全問題を考へたい、かような趣旨であります。なるほど御指摘のように前回の法律におきましては、いろいろこまかい水源保護規定がございました。実質的にはしかし、ただし書きをもちまして他の法案の関連事項を排除しておりました関係で、そう大した期待すべきものがなかった、かような観点から省いたのでございます。

○八田委員 ただいまの御説明によりますと、水源保護規定の制度の問題につきましては、他に河川法とか砂防法、鉱山保安法などがあつて、これら

の法律によつて許可を受けた行為については適用ができないという点があつたので、水源保護規定の制度については今度は見合したのだという問題が御説明になりました。しかし一方において、これは総合的な見地から十分に考へていなければならない、そのためには公共水の汚濁防止というよう

な問題から検討していくのだという御趣旨の説明がありました。まことにそうでございます。もちろん総合的な観点と申しまして、私は少くとも水源保護という制度の中には次のような問題が十分に検討されなければならぬと思ひます。水資源の総合利用という問題であります。さらに国土開発との関係、産業と衛生ないし国の産業政策と保健衛生の確保、天然の美観保持との調整など、すべての行政分野を総合して、その価値判断のもとに、いずれを優先せしむべきかの国家的決定のもとに施工しなければならぬ大きな問題であります。どうか一つこれらの重大な問題でございまして、この委員会において質疑申し上げている点を十分に関係各省の間において協議をまとめられて、水源保護のあり方についてすみやかに制度をお立てになるように切望いたしておく次第でございます。

もう一つ、十二条と十九条の規定によりまして、水道技術者の規定が設けられております。ところが第一次、第二次法案では責任技術者という名称を用いておつたように聞いておりますが、今度責任という言葉をとつて、水道技術者という名前前に置きかえられたのは、どういふような考へから責任という文字を省かれたか、この

点について御説明願ひたいと思ひます。

○楠本政府委員 十二条及び十九条の趣旨は、責任という字がなくても、これは責任をとらなければならぬ立場にあることは、十二条及び十九条の内容から当然でございますので、特に責任という字を省いたわけでございます。なおこれに關しましては、同様の規定が食品衛生法の改正案にございまして、食品衛生法とも歩調を合せまして、あえて責任という字をとらなかつたのであります。しかしながらその業務の範囲は法律において明らかに規定されておりますから、この辺は言葉の問題で支障はなからう、かような判断でございします。

○八田委員 責任というものは行政上の責任として当然あるべき問題であるから、特に責任という名称を使わなくても責任はつきまとうものである、こういうような御答弁があつたように伺ひました。そこで水道の管理について技術上の業務を担当する技術者は、一人限りその名称が水道技術管理者となつた。これは十九条の第一項でさういふふうになつたのであります。技術上の業務を担当する技術者は一人というこの限定ですね、これはどういふことでしようか。

○楠本政府委員 この点は、責任の所在を明らかにいたしましたためには、やはりその責任者は一人なければならぬと存じます。しかしながら、この責任技術者のほかに、それぞれの水道の規模によりまして、多数の技術者がその管理に當ることは申すまでもない次第でございます。

○八田委員 十九条の第三項におきま

して、資格要件は政令にゆだねることになつたわけでありまして、資格要件というものは第十九条の第三項、それから第十二条の第二項、全部政令にゆだねられておるわけでありまして、どのような資格要件をお考えになつておられるか。

○楠本政府委員 第十二条並びに第十九条の資格要件は、大体同程度のものを考へており、目下政令の内容として考へております点を申し上げます。まず第一に、学校教育法による大学におきまして衛生工学もしくは水道工学に関する学科を修了した者、または旧大学令におきまして土木工学またはこれに相当する課程をおさめまして卒業した後二年以上水道の技術的業務に従事しておつた経験を有する者、第二は大学におきまして土木工学またはこれに相当する課程におきまして衛生工学あるいは水道工学の学科目以外をおさめまして卒業した後三年以上水道の技術的業務に従事していた者、第三は学校教育法によりまして短期大学または旧専門学校令によりまして家技におきまして、土木科またはこれに相当する課程を終えまして卒業した後五年以上水道事業に關する技術上の業務に従事していた者、第四には高等学校または旧中学校におきまして土木科あるいはこれに相当する課程をおさめまして、その後七年以上水道に關する技術上の業務に従事しておつた者、第五といたしましては厚生省令で特に定められた者はその資格を有する者としたものであります。これは主として従来の経験年数並びにその勤務歴いたしました実務の内容、その成績等から判断いたしました政令で定

めて参りたい、かように考えております。

○八田委員 今政令の内容をお示し願ったわけでありますが、問題が国民の保健に重大な関係を持つものでございしますから、管理者の資格は十分過ぎるほど厳格にすべきだと思つております。今の内容を聞きましますと学歴によつて定めていくような状態でございますが、私は現在の衛生工学の内容を見まして、やはりある程度実務に三年とか五年とかと規定してございしますからその懸念はないものと思つてあります。将来これを實施されてみて試験を課すというようなお考えがあるかどうか、一定の國家試験をもつて許可を与えるというようなお考えをお聞きになつておるかどうか。

○楠本政府委員 最近に大学に衛生工学専門の学科科目等も逐次取り上げられてきておる状況でございます。今後おそく衛生工学そのものの教育的な面はかなり拡張されていくものと思つております。従いまして私どもは目下はかような教育内容の充実をむしろ願つております。そうなりますと勢い試験制度というものは今直ちに考えたくない、かような考え方でございします。

○八田委員 小熊主計官も見えましたので、補助問題に入りませんが、小熊主計官も御存じのようにこの法案は第三次法案なんです。ところがこの簡易水道の取扱ひにつきまして第二次法案は簡易水道の規定の仕方が違つておつたわけでございます。今度は五千人以下というふうにしておるのであります。が、第二次法案において簡易水道として規定された文面を一応楠本部長の方からお示し願ひまして、それから

ちよつと質問申し上げたいと思ひます。

○楠本政府委員 第二次案におきましては簡易水道の定義をいたしまして、五千人以下の小規模水道のほかに特に浄水設備等を要さずそのまま減菌だけで給水できる水道におきましては、二万人以下適当に政令で定められる給水人口を有するものを簡易水道といたしておつたわけでございます。この点はなぜ今回改めてかと申しますと、この當時は建設省との共管でありました関係上、その中で簡易水道だけは厚生省の専管であつた関係から特に専管事項を多くした方が便宜ではなかつたかという趣旨からかような定義を下したわけでございます。従いまして現在の簡易水道の定義よりもはるかに拡大されておるのであります。もう一つは、この當時はすでに町村合併等が進んでおつた関係もございまして、できるだけ簡易水道の範囲を町村の規模に持つていくことが正しいのではなかつたかというようなお考え方もあつたわけでございます。

○八田委員 町村合併の規模というお話があつたのですが、その町村合併の規模は八千人以上を一つの目標にしておるわけでございます。そうしますと五千人以下ということになりますと実態とそぐわないように考へるのです。が、この点につきましてはどういうふうなお考えをお持ちでしょうか。

○楠本政府委員 實際問題といたしましては連担地区というものがおおむね部落の集落等を形成いたしますので、なるほど町村合併が促進いたしまして八千、一万というような町村ができました。連担地域の広さから申します

と大体五千人以下で合理的な簡易水道がしけるという関係から今回は従前通り五千にとどめたわけでございます。

○八田委員 大蔵当局に質問いたしますが、この第三次水道法案というものが出来るまでには水道条例があつたわけですが、その水道条例が六十七年という長い寿命を持つてきたわけですが、今度新しく出た水道法案というものは二つの性格が織り込んである。一つは公益事業規制法としての面、もう一つは衛生警察法としての面、この二つの性格を持つておるわけでありまして、二つの面の規範法規といたしましてはかなりの行き届いた用意がうかがわれておりまして、この面においては何ら言うことがないものであります。ただ問題は第一条において事業の保護育成をはつきりとうたつておるわけでございます。が、その裏づけとなる用意がきつめて少い。ことに保護育成の中心ともいふべき水道の国庫補助につきましては、簡易水道についてのみ補助を規定しておることは理解に苦しむところでありまして、申すまでもなく水道というのは公衆衛生の基本的施設でございます。と、国としてこれが保護育成をはかることがすべての衛生行政施策に先行すべきものであるといつても過言ではございません。このような観点からいたしますと、国は、地方公共団体の經營しようとする水道に対して全面的に国庫補助の道を開くべきではなかつたかと考へます。が、この点につきまして大蔵当局の御見解をお伺ひいたします。

○小熊説明員 水道は、ただいま先生のおっしゃいましたように、国民の生活に非常に重要な施設であることは申すまでもないのでございます。この水道事業の保護育成ということにつきましては、従来から国として予算的な措置をもち、あるいは起債の面においていろいろ配慮して参つたところでございます。が、水道事業は原則が収益事業でございますので、特に給水人口が少く、従つてコストも高くなるようなところについて国として財政的な面で配慮していくというのが妥当ではないか。従来からも、給水人口五千人未満の簡易水道については国庫補助をして参つたわけでありまして、今回の水道法案においては、単なる予算補助ではなくして、国庫補助その他起債の面について配當等も規定いたしまして、これによつて水道事業の發展を確保していくのが妥当であらうと思つておるわけでありまして、全面的に国庫補助をすべきであるというのの御見解がもしもありませんが、水道事業は本質的には収益事業であるという建前から申しますと、やはり容認なものについて補助していくというのが妥当ではないか。現在の水道の普及率から見まして、簡易水道につきましては約二割程度しか普及しておりませんが、上水道の方は大体五割程度までいっておると伺つております。そういう面からいって、ここ当分は簡易水道に重点を置いて財政援助をしていくことが妥当ではないかと考へておるわけでありまして、

○八田委員 ただいまの説明にもあつたのですが、現行水道条例の規定にこそありませんでしたが、明治二十三年の水道条例制定以来ずっと一般水道に対する補助はしてきつたわけでございます。それが昭和三十年から、客細補助だ、少額補助だ、非常にききめがない

というところで打ち切られてしまつたわけでございますが、どうして客細補助になつたのか、原因があるはずなんです。はつきりと、一般水道に対する補助は四分の一ということになつておつたのですが、結果においてはあまりききめが現われぬということで昭和三十年以来ずっと切られてしまつた。どのようなことから効果の上らない客細補助になつたかということについての御反省があるかと思つたが、それについて一つお伺ひしたいと思ひます。

○小熊説明員 上水道につきまして国庫補助が行われて参つたわけでありまして、これが客細化したというのはいろいろな見方があると思ひます。私もその當時の事情はよく存じませんが、実績を見ますと非常に客細化されておるわけでありまして、そのうちの一部をとつて補助対象事業とする場合も考えられますが、総事業費に對しましてわずか数%程度の補助金しか出してないという実績も出ています。また補助対象の分に対して一割とかあるは一割をちよつと出る程度の補助しかしてない。なかつたという実績も出て参る。しかし、それはやはり裏に起債という裏づけがあつて初めて水道事業というものができておるわけでございますので、補助金という以上は、それがあつた程度財政的にも援助がないとなかなか普及しない、こういうものであればよろしうございします。が、総事業費についてわずか一%か二%では果して補助金という名に値するかどうかという問題になると、われわれとしてはなかなか苦しいのであります。それはやはり起債によつて水道事業が相當發達しているということを立証しているにはかならない

い。そういうような見地から、いわば一つの看板になった補助金というものを三十年代以降におきまして整備したものと考へてゐるわけでありませう。従ひまして、水道事業が重要なことをわれわれ何ら否定するものではない。しかしどの程度のものに補助金行政でやるべきかというところにつきましてはやはり慎重に考慮しなければならぬのではないかと。そういう意味で簡易水道は非常に少い人口を対象としておりまして、そういうところは大きい貧乏なところであらうと思つてゐます。そういうところに対して重点的に補助金を交付して水道事業を進展せしめ、そうして衛生上もあるいは生活上も改良をはかつていくことが必要ではないかと、このように考へておる次第であります。

○八田委員 重点的とおっしゃいます、簡易水道だけ重点的にしつて保健衛生事業をやつていくことについていろいろ議論があると思ひます。ところで、一般水道に対する補助の実態を御参考までに申し上げてみたいと思ふのでありますが、名目的には四分の一ということになっておつたわけですが、ところが、補助金額から逆算して補助対象額を定めて参つておつたのです。ですから、実際工事費に対する補助率を見ますと、十分の一くらいの状態になったのがこれが零細補助になった実態でございます。そこで、補助事業というふうにも言われておりますから、事務的にもいろいろめんどうな書類手続や報告も必要であります。竣工検査、会計検査なども受けなければなりません。それらの諸経費は多額に上る。補助交付金と差引すれば何ほどの

こともないというのが今までの実態であつたわけですね。水道新設ということの後、非常に大きな一つの動きであります。ところが、大蔵省から認められた予算の範囲内ということでは補助額が全然伸びてこない。補助額が伸びてこないのにまんべんなく新設水道にばらまき、こういうことになつたために零細補助という格好になつてきたわけでありませう。ですから戦前通り四分の一の補助率を確立しておいて、単年度補助でなく、事業費総額を定めて継続事業を認めるということにするならば、当然予算の増額ははかつていかなければならぬわけでありませう。そういうようなことをやつていけば、初めて効果的な補助事業となつてくるわけでありませう。ところが今までのあり方は、補助予算の増額は認められない、そしてその結果零細補助化が起つてきて、零細補助であるから効果が上がらないといふことでは、これは逆なことではないかと。大蔵当局でも、小倉主計官もよく御存じのように、この水道の補助制度というものの最初の出発は三府五港です。そしてだんだんと補助が拡大されて参りまして、中都市まで及んできたわけでありませう。ところが現在水道未設地の地方は、小都市と郡部に限られておるのでありまして、これらの地区は、ほとんどが経済的にも恵まれない地方でございます。国庫補助の必要なのはむしろこの分野にあるといふわけではございません。そのときに、簡易水道を除く一般水道の補助が打ち切られたといふことは、むしろ時代逆行ではないかといふふうにも考へられるわけでありませう。この点につきまして、今非常に困つておるのが小都

市と郡部です。そしてこの補助の支出が防疫対策の奨励的な意味を持つておる。そういう国民保健という見地に立つたならば、経済的にも困つておるところの郡部、小都市に水道布設に対する補助が打ち切られたといふことは、どうも納得がいかないわけでありませう。というのは、一方において工業用水道には補助が認められて参りました。この点につきましてどうも考へが一貫してないようにも考へられるのですが重ねて大蔵当局の御見解をお漏らし願ひたいと思ひます。

○小倉説明員 お答えいたします。水道につきまして従来の補助が二十九年限度限りで打ち切られて、それまでに大都市は補助を受けて水道を布設いたしました。小都市と申しますか、そういうところまでに行き渡らないうちに補助金が打ち切られた、これは適当じゃないじゃないかというお話、それから工業用水に補助金を出すというふうな場合のバランスの問題、大体二点であらうかと存じます。

まず第一の問題でございますが、これはなるほど歴史的に申しますと、確かに先生のおっしゃるやうに、終始一貫して最後までやるというのはいふことがあつたかもしれないのでございますが、先ほど先生のお話でございますが、またその執行上の問題、すなわち零細化の問題にもからみまして、その程度の零細な補助をやるのであれば、これは取替事業でありますから、起債で全部まかなつていく、そのかわり簡易水道の方を重点的にやつていく。簡易水道につきましては、最近五カ年間に於いて見ましても、相当額ずつ増加いたしております。二十七年が一億二千五百万円程度でありましたのが、昨年度におきましては八億四千万円、本年度におきましては十億円の補助金を組んでおるわけでございます。簡易水道につきましては、政府としても重点を置いて漸次充実策をとつておるということが言えるのではないかと、このように考へる次第でございます。また小都市という地方団体単位に考へますと、先ほど先生のおっしゃいましたやうなことも言えるかと思つておりますが、簡易水道につきましては、一応地方団体ごとと申しますか、給水人口の分布を見まして、一つの部落単位と申しますか、集落単位で認めても必ずしも上水道でなければいかぬといふことでもなく、小都市の中である部落がありまして、それが五千人未満である、最近町村合併などによりまして市などにおいても相当部落的な存在のところも多々あるのではないかと考へられるのでございますが、そういうところにつきましても簡易水道は布設できるのでございまして、少くとも五千人未満の給水人口のところでは簡易水道で処理できる、このように考へております。

なお工業用水につきましては、これはあくまでも原則は地盤沈下による災害防止的な建前から補助する。これは法律補助ではございませんで、国家補助でございますが、災害防止的な立場から補助するものでございまして、本年度初めて北九州の方に立地条件的な意味での補助金がつけられたわけでございますが、これも北九州の水が徹底的に不足しているという特殊な事情に基いて与えられたものでございまして、この補助条件その他についても上水道とのバランスがくずれないようにいろいろ検討を――私の担当ではございませんで、担当主計官の方ではしておるやうに承知しております。相当利益が出たら転換させる、そういうやうなことも考へられるのではないかと、このように伺つております。いずれにしても北九州は一つの例外として認めたのであつて、工業用水については地盤沈下の防止、これをあくまでも本筋として考へておる次第でございます。

○八田委員 厚生省の方にお聞きしますが、上水道の布設は人口幾人以上を考へてゐるんですか。

○楠本政府委員 従来は給水人口一万人以下のものは都道府県知事限りで認可をいたして、一万人以上のものについては国が直接認可をいたして参ります。そんな関係から、はつきりした定義はございませんで、上水道とは大体国の認可する一万人以上の水道というやうな概念が生まれておりました。しかしながら簡易水道が五千人と五千人と一万人との間をも上水道扱いで進んで参つております。従つて起債その他の配分等については上水道並みにこれを扱つておる、かように考へております。

○八田委員 そうすると、五千人から一万人くらいの間は上水道として水道事業認可の方針だ、起債でいくんだといふのですが、ところが今までのこの五千人から一万人の間というのはその小都市の間に入つてくるわけですが、これは経済的に是非に弱いんです。それに起債すると申しまして、

今までのあり方は補助があつて初めて起債が許されるという状態になつてきている、しかも起債のワケが今度相当広げられて二百五億円ということになつて参りましたが、これではまだ小都市方面の水道要望にこたへるわけにはいかない。そこで大蔵当局として五千人から一万人の間を一体どのようにして今後水道施設を助長されていくのか、これは五千人から一万人の間というものは財政面から見て経済的に非常に規模が小さい。とうていこの地区住民の要望にこたへるようなわけにはいかないわけだ。これらのものにつきては、どういふふうにして要望にこたへて、そして保健衛生、公衆衛生の大切な面を補つていくかということにつきては、一つお答え願ひたいと思ひます。

○小幡説明員 五千人以上一万人未満の給水人口のある水道でございますが、これにつきてはただいま環境衛生部長からお話がありましたように、起債で処理することになるわけでありまして、起債につきては、先生も御承知のことく、昨年度よりも今年度はだいぶふえていたわけでございます。資金運用部の方といたしましては、収益事業、特に水道事業につきては、その行政効果と申しますか、そういう面を相当重視しておられると思ひますが、そういう面でおられるわけでありまして、資金運用部の方へ話をいたしました。それで水道事業の起債が進み、早く水道の恩恵を受けたい人がないように努力したい、このように考へておられるわけでありまして、その際五千人未満の問題につきては、やはりそれは個々の事業につきて

して一定の手続に従つて起債を認めていくということになると思ひます。私は厚生省の方からのまた聞きで恐縮でございますが、従来その小さい方の部門が比較のおそろさになつたということも聞いておりますが、そういうことのないように、資金運用部の方にもよく申し上げてお願ひしたい、このよう考へております。

○八田委員 起債の面についても特段の考慮を払うということでございますが、今度の二百億の起債のワケは継続事業年度に對して重点を及ぼしていくということでございます。ですから未設置の小都市、郡部に対する起債の割当というのは、今度の起債ワケ五カ年計画の中に入つてないのです。この点に特段の配慮をされるという御答弁であります。私非常にその点不安を覚えるのです。この点、どうでしょう。

○小幡説明員 私、直接資金運用部の方の担当でございますので、その辺の事情はよくわかりません。まあ全体のワケとの関連におきましていろいろ問題があるかと思ひますが、その点につきては資金運用部の方の御意見もあると思ひますので、その辺のことは資金運用部の方にお話いたしました。適正に処理できるように努力いたしたい、このように思ひます。

○八田委員 工業用水の補助の問題ですが、これはもちろん地盤沈下対策という災害救済的な理由から出されたこと、今の御答弁と同じでございます。ただし、これは地盤沈下と離れた、産業政策的な低料金工業用水の供給という面に重点が転化した状態にあるのであります。しかも工

業用水ということで補助が与えられなくても、実際は、川崎市の水道の例なんか見ますと、工業用水としての銘は打たれてないのです。しかも一般水道の中に八割も食い込んできている。こういうところにも問題がございます。さらにまた工業用水のトンの料金、これについても今いろいろ問題が起きておられるわけだ。これらの問題につきては、大蔵当局に御質問申し上げるのとは時間もございませぬので深く追及いたしません。工業用水に對しまして、産業振興政策という面から、今年度からはその補助範囲を拡張しまして、単に工業の立地条件整備のための工業用水に對しても、四分の一の国庫補助の道が開けるといふふう聞いております。この点につきては小幡主計官は、工業用水に對するところの今度の補助範囲の拡張と、それから実際に一般水道に食い込んでおる工業用水、これらの点を考へるに――やはり私は一般水道が占める比重という観点から考へてみますと、補助をもつてその比重に誤解を受けるやうなことになるのはなほ問題があると思ふ。実際に一般水道に食い込んでおる工業用水といふものは、現状からいうと三割以上です。はなはだしいところは八割も食い込んでおるといふことであります。こういうことから考へますと、工業用水に對するところの補助規定ができたにかかわらず、一般水道に對するところの補助が打ち切られたといふことは、どうも納得がいかないわけなんです。しかも現状からいいますと、むしろ産業政策的な低料金工業用水の供給という面に重点が転化したつてあるという状態でありまして、こ

ういったことにつきては大蔵当局は十分にお考へ願ひたいと思ふのであります。

〔大橋(武)委員長代理退席、野澤委員長代理着席〕

そこで時間がございませぬからもう一点お尋ねいたしておきますが、今度の水道法の四十五條には、災害復旧に對する資金の融通のあつせんという規定がございしますが、この水道施設の災害復旧に對しましては、従来から災害發生のたびごとに国庫補助をいたしてきたのでございしますが、なぜにこの四十五條に災害復旧の国庫補助を規定しなかつたか。政府は今後災害の復旧には国庫補助をしないという意味かどうか。四十四條には、はつきりと国庫補助を規定しておつて、簡易水道の新設ということになっております。ところが四十五條の方は、災害復旧に對しては必要な資金の融通またはそのあつせんに努めるといふことが書いてあるのであります。しかも現在までずっと災害復旧のたびに補助というものが与えられてきたわけだ。なぜ四十五條にこの国庫補助の規定を設けなかつたか。こういうことになりまして、あるいは今後は国庫補助といふものは災害復旧の場合には与えられないのではな

いだろうかといふ心配も起つてくるわけだ。この点につきては大蔵当局の御説明をお願いいたします。

○小幡説明員 災害復旧の場合の補助でございますが、ただいま先生がおっしゃいましたように、従来予算補助でやつておつたのですが、今後これを補助するといふことにつきては、大蔵省としては異論のないところであります。なぜ法律に書かなかつたかという問題

につきては、これは実は災害の場合には水道だけでなしに、全般的に災害を受けるわけでありまして、その場合は、当然予備費なりあるいは予算措置を講じまして補助するといふようなことが、各省全般にわたつて起つて参るわけでありまして、そういう場合に、どの程度の基準のものについて与えていくかといふことにつきては、そのときどきの災害の規模なり、いろいろな条件を加味してやつていくということでありまして、普通の小さい災害の場合であればそうではなくても、地方団体から見れば災害の規模の大きいときには非常に財政能力が逼迫しておるといふならば、こういうような問題も出て参りますので、その都府基準をきめて災害の復旧に遺憾なくしめる方が現実的に即しておるのではないかと、われわれはそう考へておりました。法律に書きますと一々政令手続とかいろいろなことを書かなければならぬので、それよりはむしろその方が現実的に即しておるのではないかと。そのような意味で法律には特に規定いたしませんでしたが、しかし災害復旧の場合におきまして、従来通り補助するといふようなことにつきては、大蔵省としては異議のないところでありますので、その点御了承願ひます。

○野澤委員長代理 滝井君。

○滝井委員 水道の一般的なことは八田さんから三日間にわたつていただいた質問がございましたので、私はこの水道法に関連する一般的な問題については、あつて関係各省のおいでを願つて汚濁水の関係から質問してみたいと思ひます。従つて今日は各論的な、この条文を追つて幾分私の疑問に思ふ点

を、なるべく八田さんと重複しないように時間を節約して質問をしたいと思ひます。

まず三条第二項で「給水人口が百人以下である水道によるものを除く。」となつておりますが、給水人口が百人以下の水道というものは一体一般の水道事業でないとするならば簡易水道に入るのか、それともどういふ種類の水道にこれはなるのか、一つ御説明願ひたい。

○楠本政府委員 簡易水道におきましてもこの第二項の規定からいたしまして百人以下は除外されることになりま

す。従ひましてこの法律の扱いとしてはいつの場合にも百人以上が対象となつておるわけでありま

す。そこで一体百人以下の水道をどうするかという問題でございますが、従来はこれらのき

わめて小規模水道は、それぞれ地方が条例によつてこれを規定いたしてお

りました。そこでこの地方条例を調べてみますと、おおむね百人以上でござ

いまして、百人以下までも条例によつてこれを規制しているものはほとんどないのでござい

ます。しかしながら一方百人未満ならば危険はないかといふことになりま

す。これらについては今後とも行政指導を徹底いたしまして、行政上の措置としてこれ

らの間違ひなきを期していきたいと思ひます。それならばそれはおかしい

じやないかという議論も出まされかねない。たとえば相当多数に給水して

おるような井戸は何ら法律の規制を受けたりしません。これらはもつぱら行政

指導で間違ひなきを期しております。さうなことをかれこれ考えあわせま

して一応百人以下はこの法律の対象と

せず、むしろ法律を用いずして行政指導で間違ひなきを期していきたい、か

ような考え方でありま

す。ば水質を検査してやるとか、施設の構造の方法といふようなものについても

保健所がそれぞれ相談に応じて指導をいたしておるのが現状でございます。

○滝井委員 現状で保健所が実際に、百人以下の水道をやる場合にさうい

うことをやっておりますか。

○楠本政府委員 私どもは、水の衛生といふものはきわめて重要でござい

ますので、非常に水の悪いところにおいは滅過等もいたしております。また

井戸等にもきわめて不衛生なものもござい

ます。従ひまして水の衛生をいたしまし

て、これらのものでできる限り間違ひのないように指導をいたしてお

る次第でござい

ます。しかしながら何分にも人手の関係等もございまして、十分な指導ができておるかどうかとい

う点につきましては、これはおしかりを受

ける点になりますけれども、しかし

ただいまも申し上げますように、市町村の衛生吏員等にもその趣旨をよく徹

底させ、講習等をしばしば講じて間違ひなきを期しておる次第でござい

ます。

○滝井委員 百人以下の技術に対しては今水道法は一応除外してござい

ます。いわばこれは一つの盲点になるべき点だと思つております。行政指導は口の上では行われますが、實際的に百人以下に具体的な行政指導が及ぶとはな

なかな

か考えられない。従つて今後この水道法が実施をせられる段階がきま

つたら、百人以下の水道は全国でどのくらいあるか知りませんが、私の質問

の中に、あとでこれに関連した問題が出てくるわけですが、この指導につ

いては十分留意をしてやつてもらいた

いと思つて

そこ三条の七項で水道施設とい

ふものが「建築物に設けられたものを除く。」となつておるのです。この建

築物に設けられたものは一体どういふものなのか、これを一つお教え願ひたい。

二〇

○楠本政府委員 この建築物に設け

られたものは専用水道でございまして、

たとえば今後公団住宅その他大きな

アパート等が建設されます。この場

合に水道施設の専用水道のうちの配

水施設、つまり配水管については、工

事の実態により建築工事と同時に施

工されていくのが通例でござい

ます。従

ひましてこれらの点につきましてはそ

れぞれ専門技術者も當ることござい

ますので、一応専用水道のうち特に配

水施設については、これはこの法律の

対象となつたわけでございます。し

からばどこに規制があるかと申しま

す。これは建築基準法にその規制が

ございまして、建築工事と総合してこれら

の規制を

いたしておる次第でござい

ます。

○滝井委員 そうしますと、道路の下

に敷設してある鉄管が給水施設になる

わけですね。この給水施設から給水装

置といふことですね。その次の第八項

では「給水装置とは、需要者に水を供給

するために水道事業者の施設した配水

管から分岐して設けられた給水管及び

これに直結する給水用具をいう。」こ

ういうことになっておる。従つて道路

の下をすつと通つておるものについて

はこれは給水施設、それから今度はこ

の給水施設から具体的に各家庭なり水

道が必要とする場所に持つていかれる

その管と、それから直結する給水の用

具が給水装置、こ

まっておったかもしれないけれども、水道事業者が道路の下等をその責において配管いたしますのは配水管でございます。配水施設でございます。それから今度は分岐いたしました家庭給水をいたしますものが給水装置でございます。給水装置のうちにはきわめて細い管とそれからカラシその他の給水用具が含まれておるわけでございます。

○滝井委員 どうもちょっとわからぬようになりまして、水道施設というもののうちには給水装置というものは入らないわけですね。

○楠本政府委員 御指摘の通りでございます。

○滝井委員 大きいところだけわかっておけばいいのです。

六条の方から先にいきたいと思いますが、六条の二項を見ますと「市町村以外の者は、給水しようとする区域をその区域に含む市町村の同意を得なければ、前項の認可を受けることができない。」こうなっておるわけですが、また六条の一項では「水道事業を営む者」としては、厚生大臣の認可を受けなければならない。「わけです。そこでこれは非常に具体的な問題になります。現在炭田地帯においてははいわゆる鉱害水道というものがあつたわけですね。この鉱害水道というものを石炭の合理化にかかると炭鉱がやめます。そうしますとその鉱害水道というものは、炭鉱が合理化にかかるとやめるということによって水が出ないとするならば一応残さなければならぬことになるだろうと思ひます。その場合にこれはどういふことになるかという、通産省の見解では、鉱害復旧事業

団がその事業を引き継ぐことになるわけですね。通産省の見解は一応そういうことになっておる。合理化にかかた場合もそういうことになるでしょう。炭坑になった場合はどうか、これはおそろくその炭坑業者が見なければならぬことになるだろうと思ひます。そういう場合これは具体的にいふとなかなかむずかしいケースになるのですが、水道事業の認可権を持ておられる厚生大臣の態度というものは、そういう場合には一体どういふ工合な態度で出てくることになるか。

○楠本政府委員 第六條の二項の規定は、これははいわゆる公營優先主義をとつて、一つの現われでございます。

従いましてその市町村の同意がなければ市町村以外のものが経営はできないことになっておるわけでありまして、ここでたゞいま御指摘のように現在市町村以外、たとえば炭坑業者の行なつておる一部区域に給水して水道があるという場合には、これは今お話のありましたように、場合によりまして水道事業団というものを設けてこれにカバリーして、この場合には国の助成金が出るということになっておる。一方当然これは市町村以外のもので、当初始めるときには認可を受けた水道でございます。そのときには必ず認可の条件といたしましては、みだりに自分勝手に給水をやるとか、その事業をやるといふことはできないという条件が加わつておる。そこでさらに一方買収規定等も、現行法にもあるいはこの今回の法律にもございまして、これらの場合にはそれぞれ話し合いによりまして、その条件に基づきまして買収なら買収、あるいはさら

に事業団を作る、あるいは他に別個の事業団を作るのだというふうな方法によりまして、現在の給水を受けている住民に迷惑をかけぬようにいたすわけでございます。従来ともこれらの問題は、そのように取り扱つております、今後支障はないものと考へております。

○滝井委員 言葉の上ではそういうことが言えるかと思ひます。しかし炭坑がやめる場合が一段落のこつたという問題の説明を具体的にしてくれたいと思ひます。で、炭坑が炭坑になつた、こういう場合を考へてみますと、炭坑が炭坑になるという事態が起つてくるとどういふことになるかという、その地帯はカンコ鳥の鳴く状態になつて、だれも人がいなくなつてしまふ。残るものは鉱害を受けたその部落なり村なり町が残つていくわけですね。そうすると、いわゆる炭坑業者はどこかへ行つていなくなつてしまふ。今まで受けておつた給水というものはやつてくれ手がなくなつてくる。そうしますと、これはこの法律の十一條によつて「水道事業者は、給水を開始した後においては、厚生大臣の許可を受けなければ、その事業の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。」こうなつておるわけですね。これは炭坑がやめて、いわゆる炭坑業者が没落してしまふわけですね。そういう場合に厚生省が待たつたと言つたところでどうにもならぬのじゃないかと思ひますが、こういう場合に何か具体的に定める方法があるのかどうかということ、具体的に、住民に水道をやれといつても、水道をやらせ

ません。こういうような場合にはその水道というものは一体どうなるのかということですね。

○楠本政府委員 現在私どもは市町村以外のものが経営して、いろいろ不安その他の構造上の問題等があります。場合には、できるだけ買収を市町村側がすることを奨励をいたしております。現にその場合買収に対する経費は優先的に資金を見ておる次第でございます。従いましてたゞいまの御指摘のやうな場合がありまして、一部市町村に炭坑が休止したために迷惑をかける場合には、われわれの方は率先いたしましてこれに資金を与へ、そして買収の交渉をさせたい、かように考へておる次第でございます。現に今までも炭坑地帯等で買収を奨励し、そのように実施したのもございまして、なお大規模のものにつきましては他の炭坑水道との均衡もございまして、これを事業団を設立していききたいということでございます。

○滝井委員 ちょっと前段を開き落しましたが、そういう炭坑になつたやうな鉱害水道給水地帯に対しては、できるだけ市町村をして買収せしめるように奨励をするのですか。

○楠本政府委員 その通りでございます。

○滝井委員 そういたしますと、これはなかなか市町村財政等が貧困な現在、全部その金を国が見てくれるというところからこれは問題ないと思ひます。これには起債になるだろうと思ひます。それからそういう買収の場合に、この法律における簡易水道の補助金というものがつくことになるのかどうか。

○楠本政府委員 従来買収の場合には全額の融資をあっせんいたしてあります。従いまして融資でございますから、極端に疲弊した町村等では確かに迷惑もかかろうかと存じますが、従来は大体これで話が済んでおります。なおこの炭坑の買収だけに給水いたしてあります。いわゆる専用水道につきましては、おそろくこれは炭坑と同時にそれらの職員もいなくなりまして、これはまあ問題がないのじゃないか、かように考へます。

○滝井委員 問題はその専用水道ならば問題はないと思ひます。ところがその専用水道というものを同時に鉱害地にも配水しておるわけなのです。そうしますと、その場合にその鉱害水道というものは一体この水道法の名称からいって、水道事業になるのか、簡易水道になるのか、それとも水道用水供給事業になるのか、あるいは専用水道になるのか、一体どれに属することになるのですか。

○楠本政府委員 専用水道として炭坑が布設をいたしましたものが、だんだん炭坑要員以外にも人口が増してきまして、一部他の者が給水を受けるというやうな事例は、御指摘のやうにたくさんございまして、この場合には一体どちらの水道になるのかということでございます。これは実情で判断する以外にないのございまして、きわめて一部の者が炭坑関係者以外の者として給水を受けているというやうな場合には、従来通りこれは専用水道として扱つております。しかしたとえば大牟田の一部等には、かなり一般市民に水道を供給している水道事業もござい

のが、現在ではこれはりっぱな水道事業者となつておるのであります。これはそれぞれの実情に応じて判断すべきものだと思つておきます。

○滝井委員 いろいろ特殊の住民に供給する目的で当初作ったその専用水道というものが、後には鉱害地の住民に同時にその水を分たなければならぬ、鉱害地に分つた水の量と、それから専用水道として当初作ったときの人口に対する給水量というものがほとんど同じになつてしまつた、こういうような場合に、一体その水道というものがこの法律における水道事業に属するのか、簡易水道に属するのか、あるいは専用水道に属するのかというこの認定の仕方は、これは水道事業の経営に非常に重大な影響を及ぼして行くわけですから、と申しますのは、施設の基準とか、あるいはもしこれが水道事業であるならば、厚生大臣の認可を必要とするし、専用水道ならば都道府県知事の確認でいい、こういうふうに通つてくるわけですね。従つて何かそこに、そういう水道というものは現実にあるのですから、この法律が出たならばすぐにそれらのものは、やはり経過規定もあるでしょうが、体制を整えなければならぬと思つておきます。そういう場合に、やはり具体的にこういう基準をもつて水道の格づけをやるのだという一応の基準を示してもらわないと、これはなかなか困ることだと思つておきます。ス・バイ・ケースで、そのときどきで行きますといつても、なかなか工合が悪いところがあると思つておきます。そういう何か基準らしきものがあれば、御説明願つておきたい。

○楠本政府委員 まことにごもっとも

な点でございまして。と申しますのは、現行の水道条例におきましては、専用水道の規格は何らございせん。従つて一般行政指導でこれを実施しているというふうな状況でございまして。従つてこれらしばしば問題を惹起する原因ともなりましたので、今回は特に専用水道というものを設けまして、しかも確認の措置をとつてその間違いなきを期していきたいと思つておきます。そこで問題となりまして従来専用水道として始めたものが、だんだん町が発展し、一般水道の形式を得てきたというふうなものには、当然これは水道事業者としての認可を得なければならぬわけでございます。また現在でございまして専用水道も、当然この法律による専用水道の規制を受けることになる、まあ経過規定は別でございまして。その場合一体どういふ水道になるかというわけでございますが、もちろんこれは一般水道事業として人口が五千人以上の場合にはこれは一般水道の規制を受ける、それから五千人以下でありますれば、これは簡易水道として扱つていくことになるわけでございます。ただどの程度まで一般住民に給水したらこれが専用水道から一般水道の水道事業になるかという御質問でございまして、この点は基準を定めるといふよりは、やはり私どもとしてはその実態からながめまして、今後もだんだん一般給水者がふえるというふうな見通しがあれば、きつめて少数であつてもこれは直ちに一般水道の規制を受けるのが当然だと思つておきます。また一部炭鉱関係者以外の者が受けておりまして、もうこの程度だろつと思つて、しかもその施設構造等を見ましてこれなら間違

ないというふうなときには、そのまゝ専用水道で参りたいと思つておきます。人口の配分で基準化することはむしろ実情に合わない場合が出てくるのではないかと、かように考へておる次第でございまして。

○滝井委員 問題は、今専用水道でいろいろ御説明がございましたが、専用水道の範囲というものをどういふところで線を引くかということなんです。「この法律において「専用水道」とは、寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であつて、百人をこえる者にその居住に必要な水を供給するものをいう。」こうなつておるわけですから、まずはつきりして置くことは、寄宿舍とか社宅とか、これは今言つた炭鉱の社宅なんかの例が出てきますが、「療養所等における自家用の水道」、そうしますと、最近公営住宅、あるいは住宅公団等がたぐさんのアパート式住宅を建てておるわけですね。そうしますと、大金持ちが土地を持っておると、そういうものを誘致して、私の方で水道をつけてやりまして、こういうことで地主の方から水道をつけて、そしてそこらの公営住宅や公団住宅、公庫住宅に水を引いてやつた、こういうふうな場合にはこれは専用水道にはならぬですね。そうするとそういう事業は一体何になるのですか。人口はおそらく五千人以下です。そうすると、これは簡易水道になるかという簡易水道でもないような感じがするのです。そういうふうに一体専用水道というものの範囲といふことが、今炭鉱の例を申しましたが、具体的にそういうものがだんだん私の郷里で出てくる可能性があるから聞いてみたのですが、どうも明白でないもので、今のようないことが、今度は都市の方の例で言つておるわけなんです。

○楠本政府委員 くだいようでございまして、水道事業とは、一般の需要に應じて水を供給する事業でございまして、そのうちに市町村の公営のもの、それから個人営というか、民間営のものとがあるわけでございます。一方専用水道とは、これはもっぱら自家用の目的でございまして、自家用以外のものは専用水道には入りません。そこで御指摘のように、最近よく土地会社等におきまして土地を開発する場合に、まず水道を引いて、そして一般の住宅その他アパート等を建てていくという点がございますが、それは御指摘の通りであります。この場合はあくまで一般需要に應ずるのが目的でございまして、これは水道事業でございまして、専用水道ではございせん。

その場合当然先ほども第六条の規定によりまして、土地会社がやうなことをやろうという場合には、その区域の市町村長の許可を受けなければならぬわけでございます。同意を得なければならぬわけでございます。そして同意を得て実施をいたしますれば、これが民営の水道となるわけでございます。その場合民営の水道といへどもやはり百人以上でありますから、それが五千人以下の給水を目的としておれば簡易水道、それ以上であればそれ以外の水道ということになります。ただこの場合は、五千人以下の場合でありますしても、民営のものにつきましては補助金等が支出されないというだけのことでございまして。

○滝井委員 それならば、この簡易水道法を審議するときに、生活協同組合の問題が一応出ましたが、生活協同組合が自分の組合員に対して水を供給するために水道事業をやつた、これは専用水道になるのですか。

○楠本政府委員 現在生活協同組合等がかなり水道事業をいたしておりますが、これは私どもはむしろ一般水道である水道事業であるといふふうに考へております。専用水道ではない、というのはそこに住んでおります一般の需要に應じて水を供給するといふ建前からそのように考へておる次第であります。

○滝井委員 一般の需要に應じていふことでなくて、ちやうど生活協同組合が自分の組合員に安い物資を提供するように、低廉豊富な水を供給する、こういうことになると、これはアウトサイダーにやるわけではないのですから、組合員だけにやるのですから、これは専用水道にならぬのですか。

○楠本政府委員 専用水道とは、先ほども申しました自家用の趣旨でございまして、そこで農協あるいは生活協同組合等がやります水道事業は、自家用といふよりもやはり一般の需要に應ずる、たまたまその一般の需要が組合員であつたといふだけのことでございまして、私どもの扱いとしては一般事業の扱いをすることが正しいのではないかと一見見解を持っております。

○滝井委員 どうも生活協同組合がその組合員だけに供給する水といふものが一般の需要に應ずるといふことになると、その理論を推し進めていくと、組合員とアウトサイダーの關係といふものが他の物資においては、明らかに

組合員には安くやっている。従って生活協同組合のものとして法人税その他特別の待遇を受ける。水については豊富低廉な水を組合員に供給することが一般水道だということになると、どうも生活協同組合あたりを規定する理論的な筋というものが合わない感じがするのです。水だけ違うというのはおかしいと思う。

○藤本政府委員 この点は私もほかのように考えております。生協、農協等が水道を作ります場合には、おそらく出資金というものがあろうかと思ひます。従ってその出資をした方々に対しては、もちろん豊富低廉に一般に安く水道が供給されるものと思ひます。しかしその個々の人たちはあくまでその地域に住む一般の對象でございまして、ところがその後またそのアウトサイダーと申しましようか、出資をしない人たちがぜひ一つ水を引いてくれというときには、水道料金において差等をつけるのが水道料金の当然とるべき格好じゃないか、かように考えておる次第であります。

○滝井委員 員外者に水を供給する場合には、その水道料金を高くすればよいということでございますが、そうしますと、これはまたあとで料金のところで質問したいと思ひますが、そうするとこれは一般の需要というものに段階があることになる、差別待遇ができるわけですね。そうすると、ますます水道事業というものは、一般の需要において少くとも料金というものを公営にして供給することが建前だと思ひます。ある特定の人には水を高く売り、ある特定の人には安く売るといふことは、それは距離その他の関係があるな

らば別であるが、一つの地区の住民に料金に甲乙をつけて供給してもよろしいということになると、これはやはり問題が出てくるのではないのでしょうか。

○楠本政府委員 生協、農協等の私営水道につきましては、これは出資するかしなにかによつて料金に差等が出てくるのは当然かと思ひます。なおそのような私営の水道につきましては、水道料金はいつの場合にも認可制をとつておりますので、著しくその地方の方々の生活を脅かすような料金は出てこないものと確信をいたしております。〔野澤委員長代理退席、委員長着席〕

○滝井委員 大して実益のない議論ですから、専用水道の範囲については一応そのくらいにしておきます。

八条の一項の二号を見ますと、「当該水道事業の計画が確実かつ合理的であること。」というきわめて抽象的な表現が用いられておるのです。いやしくも水道事業をやるからには、当然専門の技術者が設計をしておるのだらうと思ひますが、こういう「確実かつ合理的であること」といふようなことはどういふことになるのですか。

○楠本政府委員 今回の御審議にいたしておられます水道法案は、単に工事が完全であれば差しつかえないというような警察許可的の事業ではございませう。これは水道事業そのものとしていわれる公企業を意味しておるわけでございます。従ひまして、この計画が確実かつ合理化というような意味の中には、水道料金というようなものの範圍で果して将来に運営していけ

るかどうか、そういう計画性を持つておるかどうか、あるいは水の合理的な利用から考へてこれが最も合理的な給水計画あるいは地域の設定であるかどうかというようなことを見るわけでございます。さらにまたこまかい点になりますが、水利権との問題あるいは水量、水質あるいはその構造、設備というふうな、従来警察許可的に考へておりました点も当然含まれるわけでございます。

○滝井委員 どうも少し今の御答弁ではわかりかねますが、八条の一項の六号をこらんにすると「地方公共団体以外の方の申請に係る水道事業にあつては、当該事業を遂行するに足りる経理的基礎があること。」こうなつておるのです。実はさきに私は炭鉱のことを持ち出したましたが、これは小さな炭鉱が、いわゆる租賦権者というものが簡易水道をやる。当然これは許可を受けなければならぬ。その場合に、その計画が確実かつ合理的であるということ

は、今あなたの御説明にもありましたように、単なる警察許可的なものじゃない。設備のりつぽであるというだけでなくして、そこに水道料金なり、炭害の場合は無料なんです、水道料金なりあるいは給水計画というものを十分考へなければならぬ、こういうことになる。ところが炭鉱地帯における炭害水道なんというものは、まず第一に炭鉱の経済的な基礎というものが確実でないならば、炭鉱を経営するものの資力がなければ炭鉱の施業案というものは許可にならぬというもののじやない。これは炭鉱地帯を持つて、そうして施業案というものが出来れば通産局は許可してしまふ。そうすると、経済的

な基礎というものはまるきり何でもないので。ところが炭を掘つた、炭害が起つた、住民の不平が出る、簡易水道を作る、こういう形は経済的な基礎がまず全くありません。経済的な基礎がないばかりでなくて、給水の計画なんというものは、たんばのまん中に井戸みたいなのを掘つて地下水をくみ上げるだけなんです。こういう姿といふものは、この八条の認可の基準からいへば、全く計画は合理的でもなければ、経済的な基礎もないというものであります。ところがこれは経済的な基礎があらうとなかろうと、合理的であらうとなかろうと、とにかく水が出さずれば、その水をくみ上げて住民に供給しなければ、そこらあたりに水はないのですから処置がない、こういうことなんです。そうしますと、これはこの八条の認可基準からいへばその水道の許可はできない、こういうことにな

ります。そこで私がさき言つたのは、そういうことが最も端的に現われるのが、まず百人以下くらいのところで行われていく、しかしそういう段階を少し引き上げて簡易水道というような形を考へても、今言つた炭鉱地帯にこの八条の認可基準の重要な経済的基礎とか、あるいは水道事業の基本的な計画という点について大きな欠陥のあるものが出てくる可能性が十分ある。そういう場合の認可の基準といふものは一体どういふことになるのですか。

○楠本政府委員 ここに書いてあります第六号は、いわば市町村以外のものが経営するいわゆる水道会社という趣旨でございます。従ひまして、市町村

はつぶれたりなんかする心配はございませぬけれども、会社の場合にはえてつぶれるというような心配もございまして、経済的基礎といふことを特にここにうたつたわけでございます。そこで、そのきわめて特殊な例といたしまして、今御指摘のような炭鉱の場合が出て参ります。なるほど炭鉱が専用水道兼一般にも給水するといふような場合にはそういう場合がございまして、なほこれは炭鉱事業そのものがどれだけの経理的基礎を持つておるかといふことには疑問のある場合もござい

ます。従つて私も従前からかような場合にはぜひ炭鉱同士が地元とも協力をして事業団を作つて、そうして確実な水道経営をやるように指導をいたしております。指導ばかりではなく、これに対しては相當な國の補助も現在私の手元で出しておるわけでございます。今後ではできるだけこれは地元が協力いたしまして、水道事業団の形をとつて進んで参りたい、かように考えておる次第であります。

○滝井委員 そうしますと、そういう経済的な基礎が薄弱であり、合理的な計画といふものがないといふような場合には、地元といふのは市町村なんです、市町村と、その炭鉱ならば炭鉱という特定の水道事業を経営するものが一緒になつて事業団をやる。これも私は一つ考へ得る点だと思ひます。しかし實際問題として、炭害水道なんといふものに市町村が一枚加つて金を出すなどというところは絶対やらないのです。それは市町村といふものは、これはいづれあつて御質問いたしますが、炭害によつて非常に多くの財政支出をやつておる。もちろん炭産税その他が

あがつて市町村の財政というものは相当潤いますが、しかし実質的な鉱害による財政支出というものは、また鉱害税の歳入をときには上回るという状態さえあり得るわけです。それは失業その他生活保護関係が炭鉱の不況のためにたくさん出てくる場合がある。従って事業団を作るのも私の質問に対する一つの御答弁ではあり得るわけですが、それは非常に珍しいケースであつて、一般の場合としてはそうではない。そういうような場合に、一体的経済的基礎というものの確認をどういう工合にやり、そして合理的な計画というようなものをどういう工合に見ていくのか。それがより確実に把握できて、そういう場合に許可しないというわけにはいかない。そうしますと、この水道法案であつた方が期待しておる技術や水準というものがより下回つた水道というものをやむなく認めなければならぬという事態が起るといふことな

です。そういう水道の取扱ひを何か考慮する方法があるのかないのかということなんです。

○楠本政府委員 その場合きわめて小さな鉱害の範囲でございまして、その給水人口が百人にも満たないという場合がかりにあつたとすれば、御指摘のようなものができないというところは、これは行政指導でございまして、断言できません。しかし実際問題として鉱害地帯にわずかに百人で住むというものは御承知の通り現実的にはございませ

る。そこで百人以上のものを勝手に作

ることは違法でございまして、これは後ほど罰則も出て参りますのでござい

ことにございまして、従いまして従来はかような点が明らかでなかつた

ためにいろいろ問題があつたかに聞いておられます。けれども、これからはこれ水道事業団の事業もおそらく進むだろうと存じます。一方水道事業団を作ります場合に地元と協力する。地元は金を出さなければならぬ。それならばこそその場合に国から補助金も支出いたしますし、なおまた市町村の持ち分に対しましては全額国から融資をするというような方法をとつて進んでおるわけでございます。

○滝井委員 百人以下の場合は大して問題はないでしょう。問題はやはり百人以上の場合に、今私が述べたようにとにかくこの水道法の基準に当てはまらないものが出てくるということな

です。簡単な質問に要約すればその場合に許可するかしないかということな

らです。そうするとこの基準によつてまず経済的な基礎を見ていくと、これは実にあつた、合理化に今からかけようかかけまいかというように炭鉱です。今石炭のブームに乗つておるからちよつと思つておられますが、こ

ういうものが多いいです。同時に今度はその計画なんというものを、そういうことを言つてはなんです、鉄管なんかも坑内の排水に使うものを代用しておるといふような全くここにいう水道施設、給水装置というように定義をつけていくほどのものでも何でもないので。そうしますと今言つたように許可ならぬということになると、そ

この住民はどうにもならぬ。従つてそういうものについては許可はしてはいけ

ないけれども、しかし現実にはそういうものがあるという段階において、それをどうするかということな

○楠本政府委員 現在北九州等における炭鉱地帯におきます水道につきましては御指摘の通りでございまして。と

申しますのは現在これらはすべて専用水道から発達したものでございまして。ところが現行法におきましては専用水道は全く何ら規制する方法がなかつたために、かような結果になつた次第でござい

ます。これは明らかに現行法の欠陥だと存じております。そこで今回はこれ

らの点を整理とさせるために、あらた

めて水道法案というものの御審議を

願つてゐる趣旨だと存じております

が、その場合現に水道を使用している

者がこの水道法の公布ともに使えなく

なるかという御質疑であります。こ

の点については経過規定がございま

して、その経過規定の範囲内におきま

してこれを改善する。あるいはさらにこ

の改善命令その他いろいろなものが出

ておりますので、この点は今後はい

ぶ話が違つてくるのではないかと思

います。なおこの場合に、私もとして

は、できるだけ実情に應じて市町村

の買取あるいは水道事業団の設立等

を今後この水道法の公布と同時に指

導して参りたいと思つております。な

お一方資料も差し上げてございませ

けれども、従来水道でいろいろ伝染病の

発生、流行等の事故を起しているもの

もございまして、これはすべてたゞ御

指摘のような専用水道から発達した炭

鉱地帯の水道等にほとんど限られてい

るといふことも過言ではありませ

んの。それらの点は、今後一そう意を新

たして水道法の公布とともに十分な指

導をいたして参りたいと考えておりま

す。

○滝井委員 今御質問いたしました点

はなお水解いしませんが、問題の起

つたときに個人的に御質問申し上げ

ることにして、次の第十四条四項にお

ける料金の問題に移ります。「厚生大臣

は、前項の認可の申請が次の各号に適

合していると認めるときは、その認可

を与えなければならぬ。一 料金が、

能率的な経営の下における適正な

原価に照らし公正妥当なものであるこ

と。二 料金が、定率又は定額をもつ

て明確に定められてゐること。」こ

うなつてゐるわけですね。いわば原価方式

をとつてゐるわけですね。大臣が認可を

定をせられるのか、これを一つお示し願ひたい。

○楠本政府委員 水道料金は維持管理

の経費と投下資金に対する還元

の二つから考えられます。これはきわめて機

械的に計算のできる数字であります。

その場合営利事業でありませ

ないので、これらの原価から計算いたしまして著し

く妥当を欠くと思はれるようなもの

は、認可をしないことにな

りますが、逆にいえば妥当のは認可をする。一方

きわめて高いと思はれるものにつ

きましては、おそらくその計画に何らか合

理的な内容を欠くところがござ

いますので、それらの点は計画全体を合理化

するように指導しなければならぬと考

えております。

○滝井委員 実は現在非常に工業の発

展している地域は、地下水のくみ上げ、

上流の森林地帯の伐採等のために全

然水がない。従つて給水源をはるか

ななに求めなければならぬとい

うことになりまして、導水管と申しますか、

途中の鉄管の配置、こういうものが非

常に長くなる。そうして同時に水源

地帯から水をもちに上げて水利権者

との間に非常に複雑な関係があつて莫大

な金を要した。工業が発展すればす

るほど工業地帯は水利権との複雑な関

係が出て莫大な金を払つてお

つたわけだ。そうすると能率的な経営ではな

くなるわけですね。これは原価計算でいく

ことになると、これは原価計算でいく

水道料金にならざるを得ないで

しょう。さいせん炭鉱地帯のことを言

ひましたが、小熊氏の説明でこれは特に北九州

の水不足を考慮して工業用水に補助金

を出したのだ、いわばテスト・ケースで

あるといふことをおし

やつた。これ

はテスト・ケースにならなければならぬ。北九州は水がないのです。従って、これは投下した資本から見れば適正なものかも知れぬが、水道事業そのものの経営から見れば、これはきわめて非能率的な、採算に合わない経営をしなければならぬことになるわけなのです。なぜならば、住民から莫大な金を取り上げるのでは住民が負担にたえ得ない。従って国の補助を受けて水道の施設なり拡張をやらなければならぬ、こういうことになってくるわけなのです。従って、この「料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし」というような、これは文句にしてはなかなからまい文句だと思ふのですが、この料金の決定というものは、今あなた維持管理的な経費と投下資本とから機械的に出てくるとおっしゃっていただけども、私はそう簡単にはいかぬのじゃないかという気がするのですが、そう簡単にいくものなのですか。

○楠本政府委員 御指摘のように、最近水資源がきわめて複雑になっております。そのために水源をかなり遠くにとらなければならぬという事柄もございします。かような場合には、合理的と申しますのはおそろしく最後の村に到達するまでにいろいろな部落集団等がありまして、その間を導水管が通つてくる結果にならうかと存じます。従つてさうな場合には、特定な部落にだけ給水せずに総合的な給水計画を立てて、つまり給水人口をできるだけ多くして水道事業を計画することがその場合は合理的だと私は考えます。

なおこれを極端に申し上げますと、さらに広い視野から水資源を利用する

という考え方から、今回の法律におきましては一般の水道事業者のほかに特水道用水供給事業というものを規定いたしました。これらよりばな水源から相当な金をかけて原水、水道用水だけを供給するというような制度を設けましたのも、たゞいま御指摘のような点がだんだんはなはだしくなつてくるからにはかならずやむを得ないと思います。

○滝井委員 その問題については水利権との関係がありますので、あすもう少し掘り下げた質問をさせていただきます。そこで次に移りますが、さいせんなり、前々回ごろから八田さんが水道技術者の問題あるいは水道技術管理者の問題等を御質問になっておりました。その点についてここで一、二点お聞かせ願ひたいと思ふのでございます。

○楠本政府委員 これらはその実態に

よつて違つて参りましたが、ある市にかような政令で定める資格を持った水道技術責任者がおつた場合に、その人は常時の管理責任者にもなれますが、同時にその水道をさらに拡張工事でもしようというときには工事の監督者にもなり得るわけでありまして、一向差しつかえなからうかと存じております。

○滝井委員 そうしますと、出でては技術者となり入つては管理者となる、また総括的なその事業の責任者である水道事業者ともなる、こう理解して差しつかえありませんか。

○楠本政府委員 ちよつと訂正をいたします。同じ資格でございしますが、医学、薬学その他を終えましてある一定の年限、経験を持った者は管理者になれますが、政令の内容から見まして、かような管理者は管理者にはなれるが、工事の監督者にはなれない、ただ土木関係あるいは衛生関係等の出身の管理者は監督者にもなれる、こういうふうな訂正をさせていただきます。

うしますと、今後この法律ができて殺到してくるのはおそろしくやはり小規模水道ですね。大規模水道はなかなか莫大な資本を要しますし、これは市町村がそうそうやれるものではありません。とすると、現在の市町村の今後建設せられるであろう小規模水道の増加の傾向にかんがみて、都道府県の子算や機構あるいは人的整備の状態、こういうものが何かこの法律によって促進される形を作らないと、水道法といふこのりつぱな法律ができては画龍点睛を欠くくらいができるのじゃないか。たとえば科学技術庁というものができた。ところが科学技術庁というものは手足を持たない。従つてレントゲンといふものを科学技術庁の所管にしたいのは山々であるけれども、保健所のようない機構を下に持たないのでも足も出ないという実態がある。それと同じような形で水道法というものができたけれども、そして今後小規模水道が増加する趨勢にあるけれども、実質的にその水道事業の施設の設計その他の十分な監督といふものができないだけの、さいせん申しますように予算上や府県の機構あるいは人的整備、こういうようなものができておるかどうかという事です。

○楠本政府委員 この点は全くこもつともな御指摘でございまして、現在各府県におきましても、この種の技術要員といふものはきわめて技術的にも貧困でございします。また数の上からも乏しいのでございします。従つて私どももいたしましては、かねて教科書を作るなりあるいは基準を明らかに設けていくなり、あるいはたばた講習会等を中央地方等で行うというようなさまざ

まのことをして、技術の向上をはかつておる次第でございします。なお一方現在保健所の職員の数を増すといふことはきわめて困難な実情でもございします。で、部内のやりくり等を行ひまして、できるだけ他の職員の適任者をもつて水道の技術者として養成するよう地方を指導しておるわけでございします。しかしこれは何分にも現在の予算の範囲内あるいは現在の職員数の範囲内でございします。今後私どもとしては、一層これらの技術力の向上、要員の確保に努めて参りたいと考えております。

○滝井委員 この水道の認可の申請、認可の基準、こういうところを見てみますと、どこにも具体的な設計を詳しく出さなければならぬといふようなこととはなないようであります。七条の三項に「第一項の工業設計書には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ」といふことは書いておりますが、いわゆる純技術的な面ですね、水道の施設工事にかかわる純技術的な面のこととは認可の中には何も入っていないやうである。これはこの前も多分八田君からも質問があつて、あなたは行政指導でそういうものは今後やるのだという御答弁をされておつたやうです。そうしますと、今小規模水道といふものは今後みんな府県に出ていくのです。そうすると技術指導する専門の水道技術者といふものが府県にいない段階で、設計、調査といふようなものを技術指導するといふたつて、一人や二人では、特許庁と同じです。特許を願ひ出ても、特許を審査する技術官がいなくて、何年分と山と積まつていく。こういう事態が人間の生命に関係する重要

な水の問題で起るとするならば、事態は重大だと思ふのです。従つて私はこの法律は、修正するといつてもなかなか間に合ふぬと思ふのですが、やはり都道府県における水道技術者なりその機構を作るような法律上の措置といふものをこの法律によつて作つてやつておく必要があると思ふのです。そうしなければ都道府県はやりませんよ。特にこれは公衆衛生局の所管に今後属するものなんで、いわば予防医学の面なんです。そうすると予防医学というものは、股鑑遠からず、保健所を見たらかる。保健所における技術的な職員の充足率は六割か七割程度という情ない状態です。そうしますと私は、ほんとにあなたの方が水道法案を出して水道事業を推進せられるとするなら、まずあなたの方の足をしっかりと大地に踏みしめる姿を作る以外にこれは頭でっかちになりますよ。幽霊になつてしまふ。そうしますと水道事業というものは、もうすでに補助金が簡易水道だけだと区切られた段階が来ると、ますますその感を深くするので。私はあなたの決意も聞いておきたいのですが、今度はやむを得ません。しかしやがて次の国会くらいには、水道法の修正案として、政府みずから都道府県における水道行政の機構確立のための何か案文を考えて、修正を出すべきだと私は思ふのですが、その点はどうですか。

○楠本政府委員 これは全く御指摘の通りでございます。実は当初法案の研究過程におきましては、ぜひさような職制と申しましようか、都道府県の技術力を確立する方法を法文上明らかにしたいと存じましたが、予算その他の関係でこれができなかったこと

はまことに残念でございます。しかし今後水道に限らず、屎尿処理につきましても、特に最近はその技術性が高度化されて参つておりますので、これらのものを含めまして、衛生工学の面の技術的の確立につきましては、十分意を用いて参りたいと存じます。もちろん私も、法律改正その他予算的な措置等に今後十分努力をして、新しい分野である衛生工学の面を確立して参りたいと存じます。

なお第一点の御指摘の、申請書にはこまかい技術的な内容がないではないかというお話でございますが、別にこれは第四条あるいは第五条等で施設基準及び水質基準が定めてございます。これは省令等も含めると、かなり具體的なものになる見込みでございます。これらの基準に合うか合わないかということとを申請書の上で明らかにすることは当然でございます。

○滝井委員 われわれが建築をする場合でも、まず優秀な建築技師に設計というものをししてもらいます。この設計に金を出し惜しんでおりますと、これはとんだビルディングがでまうものなんです。従つてやはり設計というものは金をかけさせなければいけない。その設計をやらせるためには優秀な技術者というものを見つけなければならぬわけなんです。ところがこれはいなかの市町村に行くと、そう水道の優秀な技術者はいません。いかげんの人がいかにげんな設計をやるというは語弊がありますが、優秀な者がいないというところが現実なんです。そこでりつぱな水道を作るためにはまず調査設計というものが大前提です。従つてそういう者が市町村にいないとするならば、あな

た方の行政の少くとも重要な末端をなす府県にやはりあなたの方の届く職員というものを配置する必要があります。最近あなたの方の厚生行政の中にも、社会的福祉関係で今度の予算にもありましたが、たとえば指導課なんかには明かに国の金で職員を配置したわけですね。ああいう形でこの水道のそういう専門的な技術設計について十分指導し、そして勧告なりを与え得るような技術者を、国の金であなたの方の手足として二人、三人各都道府県に配置することが必要だと思ふ。そういうことでなければ府県はやりません。それだけの熱意を持ち得るかどうかということなんです。

○楠本政府委員 これは全く御指摘の通りでございます。従つて私も昭和三十三年度の予算編成を通じまして、ぜひただいま御指摘のあつた点を解決すべく努力をいたしまして、さらにその成立した予算を基礎といたしまして水道法の一部を再び改正していく決心しております。特に水道に限らず、屎尿処理あるいは塵芥処理等につきましてもなお基本的技術の研究が大切であることは身をもつて痛感しております。今後もぜひ一つ新しい事業のために御支援をいただきたいと存ずる次第でございます。

○滝井委員 六時になるそうでございますので、速記にも御迷惑をかけ過ぎるようでございますから、あとはあささせていただくことにして、きょうはこれでやめます。

○藤本委員長 次会は明十五日午前十時より開会することいたします。本日はこれにて散会いたします。

午後五時五十二分散会

昭和三十三年五月十八日印刷

昭和三十三年五月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局